

大氣汚染防止便覧

2023（令和5）年4月

愛 知 県 環 境 局

目 次

1	大気汚染に係る環境基準.....	1
2	大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制	
(1)	ばい煙	
ア	ばい煙としての規制対象物質	2
イ	ばい煙発生施設	3
ウ	硫黄酸化物の規制	
(ア)	排出基準	9
(イ)	総量の規制	12
(ウ)	燃料使用基準	18
エ	ばいじんの規制	
(ア)	法／ばいじん排出基準〔名古屋地域〕	19
(イ)	法／ばいじん排出基準〔名古屋地域以外の地域〕	27
(ウ)	県条例／ばいじん排出基準	35
オ	有害物質の規制	
(ア)	法／有害物質の排出基準	
a	カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛の排出基準	36
b	窒素酸化物の排出基準	37
(イ)	県条例／有害物質の排出基準	47
(ウ)	指定物質	49
(エ)	窒素酸化物に係る指導	
a	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	51
b	ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針.....	51
カ	ばい煙に係る施設の基準（条例）	53
キ	ばい煙の測定頻度	54
(2)	揮発性有機化合物	
ア	揮発性有機化合物としての規制対象物質	55
イ	揮発性有機化合物排出施設	55
ウ	揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準	56
エ	揮発性有機化合物排出施設に係る濃度の測定	56
(3)	粉じん	
ア	特定粉じん	
(ア)	特定粉じん排出等作業等の定義	57
(イ)	解体等工事に係る事前調査の実施	57
(ウ)	特定粉じん排出等作業の実施の届出	58
(エ)	届出対象特定工事に係る特定建築材料の除去等の方法	58
(オ)	特定粉じん排出等作業に係る作業基準	59
(カ)	作業基準の遵守義務等	61
(キ)	特定粉じん排出等作業の結果の報告等	61
イ	一般粉じん（法）及び粉じん（県条例）	
(ア)	一般粉じん発生施設（法）及び粉じん発生施設（県条例）	62
(イ)	一般粉じん発生施設（法）及び粉じん発生施設（県条例）の構造並びに使用及び管理に関する基準.....	63
(4)	水銀等.....	65

（５）炭化水素	
炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準	68
（６）ばい煙又は特定物質に関する事故時の措置	69
（７）緊急時の措置	71
（８）大気汚染防止法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係	73
（９）ダイオキシン類	76
３ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）に基づく規制	79
４ 公害防止管理者等を選任すべき工場・事業場	
（１）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	82
（２）県条例	82
５ 届出の提出時期	83
６ 届出先及び問い合わせ先一覧	84

この便覧において、気体の体積は、特筆する場合を除き（p. 9, p. 48）、温度が零度であって圧力が１気圧（いわゆる「標準状態」）に換算したものとする。

1 大気汚染に係る環境基準

[環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条]

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学オキ シダント (O _x)	微小粒子状 物質 (PM2.5)
環境基準	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04 ppm 以下であり、 かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下である こと。	1 時間値の 1 日平均値 が 0.04 ppm から 0.06ppm までのゾー ン内又はそ れ以下であ ること。	1 時間値の 1 日平均値 が 10 ppm 以 下であり、か つ、1 時間値 の 8 時間平 均値が 20ppm 以下である こと。	1 時間値の 1 日平均値 が 0.10mg/m ³ 以下であり、 かつ、1 時間 値 が 0.20 mg/m ³ 以下で あること。	1 時間値が 0.06ppm 以下 であること。	1 年平均値 が 15 μg/m ³ 以下であり、 かつ、1 日平 均値が 35 μ g/m ³ 以下で あること。
達成期間	原則として 5 年以内に達 成（昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示）	原則として 7 年以内に達 成（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示）	早期に達成（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告 示）			早期に達成 （平成 21 年 9 月 9 日環 境省告示）
適用除外	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所					

物質名 項目	ベンゼン (C ₆ H ₆)	トリクロロ エチレン (C ₂ HCl ₃)	テトラクロロ エチレン (C ₂ Cl ₄)	ジクロロ メタン (CH ₂ Cl ₂)	ダイオキシン類*
環境基準	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること。	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下 であること。	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること。	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること。	年間平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であ ること。
達成期間	早期に達成（平成9年2月4日環境庁告示） 改正（平成13年4月20日環境省告示）				可及的速やかに達 成（平成11年12月 27日環境庁告示）
適用除外	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所				

注 *印：ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条

2 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

(1) ばい煙

ア ばい煙としての規制対象物質

(法第2条、施行令第1条)、(県条例第2条、施行規則第3条)

法	県条例
1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (4) 鉛及びその化合物 (5) 窒素酸化物 (7 物 質)	1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 (4) 鉛及びその化合物 (5) ベンゼン (6) 硫化水素 (7) 二硫化炭素 (8) シアン及びその化合物 (9) ホルムアルデヒド (10) トルエン (11) キシレン (12) ノルマルヘキサン (13) シクロヘキサン (14) メチルアルコール (15) 酢酸エチルエステル (16) 酢酸ブチルエステル (17) メチルエチルケトン (18) トリクロロエチレン (19) テトラクロロエチレン (20) ジクロロメタン (21) アクリロニトリル (22) 酸化エチレン (24 物 質)

注 「法」とは大気汚染防止法をいい、「県条例」とは、県民の生活環境の保全等に関する条例をいう（以下、同じ。）。

イ ばい煙発生施設 (法第2条、施行令第2条)、(県条例第2条、施行規則第4条)

項番号		ばい煙発生施設	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
1	1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	伝熱面積 10m²以上 又は バーナー の燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	伝熱面積 8m ² 以上
2	2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	同 左 5t/日以上 又は 同 左 40L/時以上
3	3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (県条例…16の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 1t/時以上	同 左 0.5t/時以上
4	4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (県条例…16の項に掲げるものを除く)		
5	5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 (法…こしき炉、14、24、25、26の項に掲げるものを除く) (県条例…16、26、27、28の項に掲げるものを除く)	火格子面積 1m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上	同 左 0.5m ² 以上 又は 同 左 0.25m ² 以上 又は 同 左 40L/時以上 又は 同 左 150kVA 以上

令和4年10月1日に、法規制対象ボイラーの伝熱面積要件が廃止され、燃料の燃焼能力要件からバーナーの文言が削除されました。これにより法規制対象外となったボイラーは、県条例の規制対象となります。

- 注1 項番号とは、法では施行令別表第1の項番号、県条例では施行規則別表第1の項番号をいう。
- 2 重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m³、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。
ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時 1,000m³/時未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。
重油換算量(L/時) = 気体燃料の燃料能力(m³/時) × 気体の発熱量(kJ/m³) ÷ 重油の発熱量(kJ/L)
▶改質器：重油の発熱量は 40,000kJ/L とする。(平成 29 年 1 月 6 日付け環水大大発第 1701061 号)
▶ガス機関：重油の発熱量は 9,600kcal/L とする。(平成 2 年 12 月 1 日付け環大規 384 号及び平成 9 年 2 月 12 日付け環大規第 32 号)
- 3 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。
- 4 規制対象となるばい煙発生施設は、法では工場・事業場に設置されるもの、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(法施行令別表第1の11の項に掲げる施設で、条例施行規則別表第1の37の項又は38の項に該当するもの並びに同令別表第1の12の項及び28の項に掲げるものを除く。)及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。

項番号		ばい煙発生施設	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
6	6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 (県条例…32の項に掲げるものを除く)	火格子面積 1m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上	火格子面積 0.8m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
7	7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上	
8	8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上	同 左 100kg/時以上
8 の 2	9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6L/時以上	同 左 3L/時以上
9	10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 1m ² 以上	同 左 0.8m ² 以上
10	11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉 (法…26 の項に掲げるものを除く) (県条例…28の項に掲げるものを除く)	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上	又は 同 左 40L/時以上 又は 同 左 80kVA 以上
11	12	乾燥炉 (法…14、23 の項に掲げるものを除く) (県条例…16、25 の項に掲げるものを除く)		
12	13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上	同 左 600kVA 以上
13	14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上	同 左 2m ² 以上 又は 同 左 150kg/時以上
—	15	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る）	—————	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上

項番号		ばい煙発生施設	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
14	16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/時以上	同 左 0.3t/時以上 又は 同 左 0.3m ² 以上 又は 同 左 0.15m ² 以上 又は 同 左 10L/時以上
15	17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上	同 左 0.05m ³ 以上
16	18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上	同 左 40kg/時以上
17	19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		
18	20	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上	同 左 2L/時以上
19	21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上	同 左 30kg/時以上
20	22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA 以上	同 左 20kA 以上
21	23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上	同 左 50kg/時以上 又は 同 左 40L/時以上 又は 同 左 150kVA 以上

項番号		ばい煙発生施設	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
22	24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 10m ² 以上 又は ポンプの動力 1kW 以上	同 左 5m ² 以上 又は 同 左 0.375kW 以上
23	25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	同 左 50kg/時以上 又は 同 左 0.8m ² 以上 又は 同 左 40L/時以上
24	26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上	同 左 5L/時以上 又は 同 左 20kVA 以上
25	27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上	同 左 2L/時以上 又は 同 左 10kVA 以上
26	28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上	同 左 0.08m ³ 以上 又は 同 左 2L/時以上 又は 同 左 10kVA 以上
27	—	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設（昭和48年8月10日施行）	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/時以上	—
28	29	コークス炉（昭和50年12月10日施行）	原料の処理能力 20t/日以上	同 左
29	—	ガスタービン（昭和63年2月1日施行）	燃料の燃焼能力が重油換算	—
30	—	ディーゼル機関（昭和63年2月1日施行）	50L/時以上	—

項番号		ばい煙発生施設	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
31	—	ガス機関 (平成3年2月1日施行)	燃料の燃焼能力が重油 換算 35L/時以上 (換算方法に注意 ^{注1})	_____
32	—	ガソリン機関 (平成3年2月1日施行)		
—	30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	_____	原料の処理能力 5t/日以上
—	31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	_____	
—	32	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）	_____	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
—	33	繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設	_____	製品の処理能力 400m/時以上
—	34	合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設	_____	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
—	35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ 接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設 ハ 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニ ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設 ホ 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工の用に供する脱脂施設(42の項及び43の項に掲げるものを除く。) ト イからへまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設（県条例施行規則第3条第5号及び第10号～12号までに掲げる物質 ^(注2) を使用するものに限る）のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	_____	すべてのもの

注1 換算方法については平成2年12月1日付け環大規384号を参照

注2 県条例施行規則第3条第5号及び第10号～第12号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。

項番号		ばい煙発生施設	対 象 規 模	
法	県条例		法	県条例
—	36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	—	すべてのもの
—	37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	—	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上 又は 伝熱面積が 10m ² 以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
—	38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設（34の項に掲げるものを除く。）	—	
—	39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	—	すべてのもの
—	40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設	—	すべてのもの
—	41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	—	すべてのもの
—	42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	—	空気に接する面の面積 3m ² 以上
—	43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	—	空気に接する面の面積 3m ² 以上
—	44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	—	空気に接する面の面積 0.5m ² 以上
—	45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	—	すべてのもの
—	46	接着剤塗布施設	—	スプレーガンの吹付け能力 30L/時以上
—	47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	—	すべてのもの
—	48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	—	すべてのもの
—	49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	—	すべてのもの
—	50	エチレンカーボネートの製造の用に供する反応施設	—	すべてのもの
—	51	滅菌施設(医療業で使用されているものを除く)	—	容量 3m ³ 以上

ウ 硫黄酸化物の規制

(ア) 排出基準 (法第 3 条、法施行令第 5 条、施行規則第 3 条、同第 7 条)

(県条例第 6 条、県条例施行規則第 9 条)

$q = K \times 10^{-3} H_e^2$ により算出した量

q とは、硫黄酸化物の量 (m³/時)

K とは、法施行規則第 3 条及び県条例施行規則第 9 条で定められた値 (別表 1)

H_e とは、補正された排出口の高さ (m)

$$H_e = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H_0 とは、排出口の実高さ (m)

Q とは、15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V とは、排出ガスの排出速度 (m/秒)

T とは、排出ガスの温度 (絶対温度)

別表1 (法施行令第5条、施行規則第3条)、(県条例施行規則第9条)

地 域 区 分		区 域	法			県条例	
			設置年月日			設置年月日	
法	県 条 例		～ S47. 1. 4	S47. 1. 5 ～ S49. 3. 31	S49. 4. 1 ～	～ S49. 9. 29	S49. 9. 30 ～
49 号	1	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道23号以南に限る。）及び飛島村（一般国道23号以南に限る。）	3. 0	2. 92	1. 17	3. 0	1. 17
50 号	2	豊橋市、豊川市（平成18年1月31日における豊川市の区域、平成20年1月14日における旧御津町の区域及び平成22年1月31日における旧小坂井町の区域に限る）、蒲郡市及び田原市（平成15年8月19日における旧田原町の区域に限る）	8. 76			8. 76	
51 号	3	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（一般国道23号以南を除く。）、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町及び飛島村（一般国道23号以南を除く。）	9. 0			9. 0	
52 号	4	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町					
53 号	5	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町及び武豊町	3. 5		1. 75	3. 5	1. 75
100 号	6	その他	17. 5			17. 5	

注1 小型ボイラー（伝熱面積10m²未満）については、昭和60年9月10日以降に設置されるものが適用される。

2 ガスタービン及びディーゼル機関で、非常用施設及び排出ガス量が1万m³/時未満の既設施設（昭和63年1月31日までに工事着手）については適用されない。

3 ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。

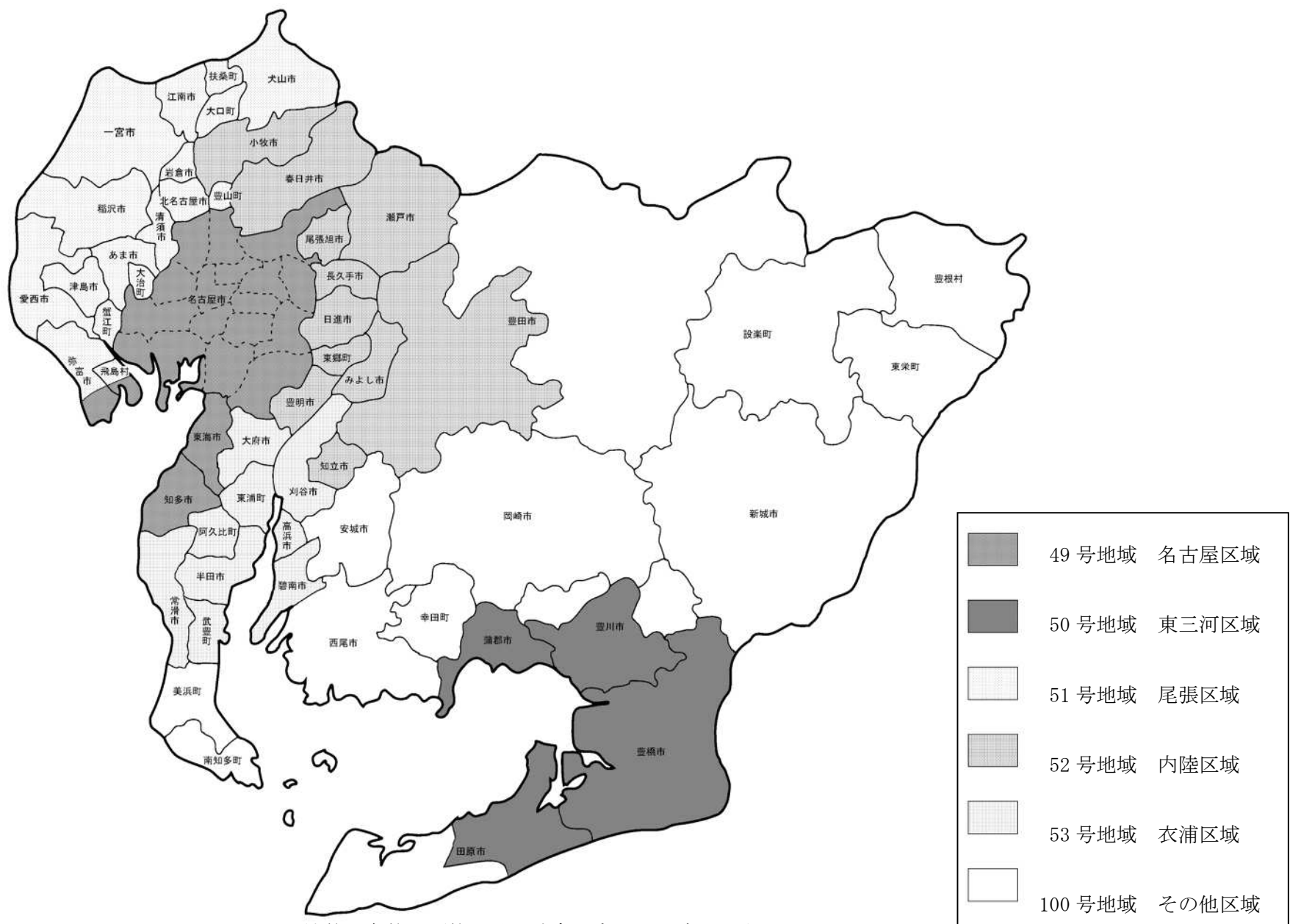


図 法第3条第2項第1号の政令で定める地域の区分

(イ) 総量の規制

法第5条の2、法施行令第7条の2、同第7条の3、施行規則第7条の2、同第7条の3、昭和51年3月31日愛知県告示第328号

県条例第26条、同第27条、県条例施行規則第25条、同第26条、同第27条、同第28条、同第29条

区分	法（総量規制）	県条例（総排出量規制）
対 象 工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500L/時以上の工場・事業場	大気指定工場等 1 大気指定施設（別表2）の燃焼設備の燃料（金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉において使用されるコークス及び廃棄物焼却炉において焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚でいを含む。）の燃焼能力の合計が重油に換算した量（下表により重油の量に換算した量）が500L/時以上の工場等 2 水性ガス又は、油ガスの発生のに供するガス発生炉において原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上である工場等 3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）又は煅焼炉における原料の処理能力が1t/時以上の工場等 4 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉又は溶解炉において、原料として使用するりん鉱石の処理能力が80kg/時以上又は変圧器の定格容量が200kVA以上である工場等 5 トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉又は焼成炉における原料の処理能力が80kg/時以上である工場等
対 象 地 域	名古屋区域 衣浦区域 [(ア)の別表1中49号区域及び53号区域]	三河山間部（豊田市（平成17年3月31日における旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村、稲武町の区域に限る。）、新城市（平成17年9月30日における旧鳳来町、作手村の区域に限る。）、設楽町、東栄町、豊根村）を除く地域
適用日	昭和51年4月1日	昭和49年9月30日
基準式	1 既設の特定工場等 $Q = aW^{0.95}$ 2 特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = aW^{0.95} + ra'\{(W + W_i)^{0.95} - W^{0.95}\}$	1 既設の大気指定工場等 $Q = 0.7R_1(\alpha S_1 - \alpha S_2)(aW_1 + b) + 0.7R_2\alpha S_2(aW_1 + b) + R_4Q'$ 2 既設の大気指定工場等の施設の設置、変更、廃止 $Q = 0.7R_1(\alpha S_1 - \alpha S_2)(aW_1 + b) + 0.7R_2\alpha S_2(aW_1 + b) + R_3[0.7\alpha S_3\{(aW_2 + b) - (aW_1 + b)\} + Q''] + R_4Q'$

区分	法（総量規制）	県条例（総排出量規制）																																																			
基準式	Q：硫黄酸化物の排出許容量（$\text{m}^3/\text{時}$） W：昭和 51 年 3 月 31 日（小型ボイラーは、昭和 60 年 9 月 9 日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和 63 年 1 月 31 日、ガス機関、ガソリン機関は平成 3 年 1 月 31 日）以前に設置されたばい煙発生施設で使用する燃原料の合計値（L/時） W_i：昭和 51 年 4 月 1 日（小型ボイラーは、昭和 60 年 9 月 10 日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和 63 年 2 月 1 日、ガス機関、ガソリン機関は平成 3 年 2 月 1 日）以後に設置されたばい煙発生施設で使用する燃原料の合計値（L/時） a, a', r：定数	3 大気指定工場等の新設 $Q = R_3\{0.7\alpha S_3(aW_2 + b) + Q''\}$ Q：硫黄酸化物の排出許容量（$\text{m}^3/\text{時}$） W_1：昭和 49 年 9 月 29 日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時） W_2：大気指定施設の燃焼能力の合計値（L/時） Q'：昭和 49 年 9 月 29 日以前に設置されている大気指定工場等の大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量（$\text{m}^3/\text{時}$） Q''：昭和 49 年 9 月 30 日以後に設置される大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量（$\text{m}^3/\text{時}$） $a, b, R_1 \sim R_4, \alpha S_1 \sim \alpha S_3$：定数																																																			
燃 料 の重油 の量へ の換算	<table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th><th>燃料の量</th><th>重油の量（単位：L）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>原油</td><td>1L</td><td>0.95</td></tr> <tr><td>軽油</td><td>1L</td><td>0.95</td></tr> <tr><td>ナフサ</td><td>1L</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>灯油</td><td>1L</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>石炭</td><td>1kg</td><td>0.65</td></tr> <tr><td>コークス</td><td>1kg</td><td>0.75</td></tr> <tr><td>液化天然ガス</td><td>1kg</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>液化石油ガス</td><td>1kg</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>都市ガス（ガス密度 0.82kg/m³）</td><td>1kg</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>コークス炉ガス</td><td>1kg</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>オフガス</td><td>1kg</td><td>1.30</td></tr> <tr><td>転炉ガス</td><td>1kg</td><td>0.14</td></tr> <tr><td>高炉ガス</td><td>1kg</td><td>0.06</td></tr> <tr><td>電気炉ガス</td><td>1kg</td><td>0.22</td></tr> <tr><td>プロセスガス</td><td>1kg</td><td>0.29</td></tr> <tr><td>その他の燃料</td><td>1L（固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）</td><td>当該燃料の 1L（固体燃料又は気体燃料にあつては 1kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（重油 1L 当たりの総発熱量は、41,441.895kJ とする。）の量</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 都市ガスとは、ガス事業法（昭和 29 年法律 51 号）第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者により供給されるガス（同条第 1 項に規定する特定ガス発生設備において発生させ、導管により供給されるものを除く。）及び同条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者が行う同条第 5 項に規定する最終保障供給により供給されるガスをいう。 2 コークス炉ガスとは、石炭をコークス炉で乾留したときに得られるガスをいう。 3 オフガスとは、製油所等における蒸留・分解・改質等の工程で副生する軽質ガスをいう。 4 電気炉ガスとは、製鉄の用に供する密閉型電気炉において回収されるガスをいう。 5 プロセスガスとは、アンモニアを合成する工程において発生するアンモニア合成用原料ガスをいう。		燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位：L）	原油	1L	0.95	軽油	1L	0.95	ナフサ	1L	0.90	灯油	1L	0.90	石炭	1kg	0.65	コークス	1kg	0.75	液化天然ガス	1kg	1.30	液化石油ガス	1kg	1.20	都市ガス（ガス密度 0.82kg/m ³ ）	1kg	1.30	コークス炉ガス	1kg	1.00	オフガス	1kg	1.30	転炉ガス	1kg	0.14	高炉ガス	1kg	0.06	電気炉ガス	1kg	0.22	プロセスガス	1kg	0.29	その他の燃料	1L（固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）	当該燃料の 1L（固体燃料又は気体燃料にあつては 1kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（重油 1L 当たりの総発熱量は、41,441.895kJ とする。）の量
燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位：L）																																																			
原油	1L	0.95																																																			
軽油	1L	0.95																																																			
ナフサ	1L	0.90																																																			
灯油	1L	0.90																																																			
石炭	1kg	0.65																																																			
コークス	1kg	0.75																																																			
液化天然ガス	1kg	1.30																																																			
液化石油ガス	1kg	1.20																																																			
都市ガス（ガス密度 0.82kg/m ³ ）	1kg	1.30																																																			
コークス炉ガス	1kg	1.00																																																			
オフガス	1kg	1.30																																																			
転炉ガス	1kg	0.14																																																			
高炉ガス	1kg	0.06																																																			
電気炉ガス	1kg	0.22																																																			
プロセスガス	1kg	0.29																																																			
その他の燃料	1L（固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg）	当該燃料の 1L（固体燃料又は気体燃料にあつては 1kg）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（重油 1L 当たりの総発熱量は、41,441.895kJ とする。）の量																																																			

区分	法（総量規制）			県条例（総排出量規制）								
原料の重油の量への換算	原料の種類	原料の量	重油の量 (L)	○「Q'」の取扱いについて 昭和48年3月31日以前に設置されていた大気指定工場等については、同日までに法により届出のあった当該大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出されていた硫酸化物の量とする。 ○「Q''」の取扱いについて 当該ばい煙発生施設と同種類の既設のばい煙発生施設を有する工場等においては、次により「Q''」を算出する。 $Q'' = r \cdot R_4 \cdot Q_3'$ r：表－10 に定める定数 R_4：県条例施行規則別表第 15 附表第 1 に定める定数 Q_3'：次に定める式により求めたSOx排出量 (m³/時) $Q_3' = Q_1' \times \frac{\text{(当該施設の定格能力)}}{\text{(当該施設と同種類の既設施設の定格能力)}}$ Q_1'：県条例規則別表第 15 に定める「Q'」 表-10 区域ごとに定める r の数 <table><tr><th>区域名</th><th>r の数</th></tr><tr><td>名古屋</td><td>$\frac{1}{3}$</td></tr><tr><td>衣 浦</td><td>$\frac{2}{5}$</td></tr><tr><td>その他</td><td>$\frac{1}{2}$</td></tr></table> ○「Q'」に該当する施設が構造等を変更することにより能力を増加させた場合の排出許容量の算出方法については以下のとおり。 構造等の変更により増加した施設の能力の増加分に相当する硫酸化物量を「Q''」として取り扱う。 具体的には、構造等の変更後の硫酸化物排出量 (Q) は $Q = R_4 Q' + Q''$ とする。 Q''の算出は前号と同様とする。 $Q'' = r \cdot R_4 \cdot Q_3'$ r：表－10 に定める定数 R_4：県条例施行規則別表第 15 附表第 1 に定める定数 Q_3'：次に定める式により求めたSOx排出量 (m³/時) $Q_3' = Q_1' \times \frac{\text{(当該施設の増設後の定格能力)} - \text{(当該施設の増設前の定格能力)}}{\text{(当該施設の増設前の定格能力)}}$	区域名	r の数	名古屋	$\frac{1}{3}$	衣 浦	$\frac{2}{5}$	その他	$\frac{1}{2}$
	区域名	r の数										
	名古屋	$\frac{1}{3}$										
	衣 浦	$\frac{2}{5}$										
	その他	$\frac{1}{2}$										
	鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1kg	0.21									
	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄		1.50									
	容器ガラス製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る）		0.20									
	板ガラス製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る）		0.41									
硫酸製造の用に供する焙焼炉において用いられる硫黄	0.16											
耐火煉瓦の製造の用に供する焼成炉において用いられるリグニンスルホン酸塩	18.0											
カーボンブラックの製造の用に供する燃焼装置において用いられる原料	1.20											
その他の原料	当該原料の量1kgの処理に伴い発生する硫酸化物の量に相当する量の硫酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量											
1.20S												
(Sは、原料中に含有される平均的な硫黄含有量 (%))												
備考 昭和 51 年 4 月 1 日の前において設置されている硫酸製造の用に供する焙焼炉（シングルコンタクト装置に限り、設置の工事をしていないものを含む。）において用いられる硫黄の量の重油の量への換算は、当分の間、1kg 当たり 0.80L とする。												

注 総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第1の1の項から14の項まで、18の項、21の項、23の項から26の項及び28の項から32の項までのものである。

法、県条例に基づく総量規制の定数一覧

・法

区域の名称	a	a'	r
名古屋区域	2.17×10^{-3}	2.17×10^{-3}	$\frac{1}{3}$
衣浦区域	3.72×10^{-3}	3.72×10^{-3}	$\frac{2}{5}$

・県条例

区域の区分	R_1	R_2	R_3	R_4
名古屋地域	0	1.0	1.0	0.31
東三河地域	0	1.0	1.0	0.56
尾張地域	0	1.0	1.0	0.42
内陸地域	0	1.0	1.0	0.43
衣浦地域	0	1.0	1.0	0.39
その他地域	0	1.0	1.0	0.62

区域の区分	αS_1	αS_2	αS_3
名古屋地域	$\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$
東三河地域	$\frac{1.800 - 0.128 \log y_1}{100}$	$\frac{1.121 - 0.095 \log y_1}{100}$	$\frac{0.560 - 0.047 \log y_2}{100}$
尾張地域	$\frac{2.508 - 0.158 \log y_1}{100}$	$\frac{1.461 - 0.123 \log y_1}{100}$	$\frac{0.730 - 0.062 \log y_2}{100}$
内陸地域	$\frac{1.535 - 0.108 \log y_1}{100}$	$\frac{0.960 - 0.081 \log y_1}{100}$	$\frac{0.480 - 0.041 \log y_2}{100}$
衣浦地域	$\frac{1.220 - 0.068 \log y_1}{100}$	$\frac{0.744 - 0.061 \log y_1}{100}$	$\frac{0.298 - 0.024 \log y_2}{100}$
その他地域	$\frac{1.876 - 0.066 \log y_1}{100}$	$\frac{1.538 - 0.138 \log y_1}{100}$	$\frac{0.769 - 0.069 \log y_2}{100}$

$$y_1 = aW_1 + b, \quad y_2 = |(aW_2 + b) - (aW_1 + b)|$$

大気指定工場等における大気指定施設の 燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
10,000L 以上	0.861	-1,930

別表 2 大気指定施設（県条例施行規則第 25 条）

項 番 号	大気指定施設	対 象 規 模	項 番 号	大気指定施設	対 象 規 模
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積 10m ² 以上	5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 （15 の項及び 19 から 21 の項に掲げるものを除く）	火格子面積 1m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.5m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	6	金属の鍛造若しくは圧延、金属若しくは金属製品の熱処理又は熔融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煅焼炉 （15 の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力 1t/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む）、転炉及び平炉 （15 の項に掲げるものを除く）		8	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 6L/時以上
注 1 項番号とは県条例施行規則別表第 12 の項番号をいう。 2 重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16m ³ 、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。 3 硫黄酸化物を排出しない施設として、次に掲げる施設等は、大気指定施設には該当せず、W ₁ 又は W ₂ に加算されない（51 公対第 166 号）。 (1) 木くず燃焼施設（混焼の場合は、木くずの燃焼量のみ W ₁ 又は W ₂ に加算しないものとする。） (2) 金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を除く。） (3) 項番号 5、6、7、9、10、11、14、19、20 及び 21 に掲げる施設のうち電気を熱源とする施設 (4) 廃棄物焼却炉のうち、ごみ等を焼却し、硫黄酸化物を排出しない施設（燃焼用のバーナー能力及び焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚泥の燃料能力は、W ₁ 又は W ₂ に加算するものとする。）			9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、熔融炉及び加熱炉	火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
			10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉 （21 の項に掲げるものを除く）	
			11	乾燥炉 （15、18 の項に掲げるものを除く）	

項 番 号	大気指定施設	対 象 規 模	項 番 号	大気指定施設	対 象 規 模
12	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 又は 焼却設備の燃焼能力が 重油換算 50L/時以上	18	トリポリりん酸ナ トリウムの製造（原 料としてりん鉱石 を使用するものに 限る）の用に供する 反応施設、乾燥炉及 び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50L/時以上
13	石油の精製の用に 供する流動接触分 解装置のうち触媒 再生塔	触媒に付着する炭素の 燃焼能力 200kg/時以上	19	鉛の第二次精錬（鉛 合金の製造を含む） 又は鉛の管、板若し くは線の製造の用 に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上
14	製銑、製鋼又は合金 鉄若しくはカーバ イドの製造のよう に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上	20	鉛蓄電池の製造の 用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
15	銅、鉛又は亜鉛の精 錬の用に供する焙 焼炉、焼結炉（ペレ ット焼成炉を含む） 溶鉱炉（溶鉱用反射 炉を含む）転炉、溶 解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 20L/時以上	21	鉛系顔料の製造の 用に供する溶解 炉、反射炉、反応炉 及び乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
16	活性炭の製造（塩化 亜鉛を使用するも のに限る）の用に供 する反応炉	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 3L/時以上	22	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
17	りん、りん酸、りん 酸質肥料又は複合 肥料の製造（原料と してりん鉱石を使用 するものに限る） の用に供する反応 施設、濃縮施設、焼 成炉及び溶解炉	原料として使用する りん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上	23	金属表面の付着油 の処理施設（燃焼式 のものに限る）	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 5L/時以上
			24	加熱炉（2、6、7、9 の項に掲げるもの を除く）及び熱風炉	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50L/時以上

(ウ) 燃料使用基準

a 季節による燃料使用基準

(法第 15 条、施行令第 9 条、昭和 48 年 2 月 2 日愛知県告示第 86 号)

燃料の種類	適 用 区 域	工場・事業場の別	燃料使用基準 (いおう分含有率)	適用期間
重油その他の石油系の燃料	名古屋市の区域のうち、南区天白町から宝神町に至る一般国道 1 号線と天白川右岸線との交会点を起点とし、順次同右岸線、植田川右岸線、一般国道 153 号線、市道八事線、県道名古屋長久手線、市道田代本通線、市道天満通線、矢田川左岸線、庄内川左岸線及び南区天白町から宝神町に至る一般国道 1 号線を経て起点に至る線で囲まれた区域	工 場	0.5%以下	年 間
		事業場	0.5%以下	

備考 この表に掲げる区域は、昭和 51 年 9 月 1 日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

b 指定地域における燃料使用基準

(法第 15 条の 2、昭和 51 年 3 月 31 日愛知県告示第 329 号)

燃料の種類	区 域	工場等の規模	燃料使用基準 (硫黄含有率)
重油その他の石油系燃料	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（稲荷から富島に至る一般国道 23 号以南の地域に限る。）及び飛島村（一般国道 23 号以南の地域に限る。）	工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が 1 時間当たり 500L 未満の工場事業場	0.5%以下
	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町及び武豊町		0.8%以下

(ア) 法／ばいじん排出基準[名古屋地域※]

(法第3条、施行規則第4条、同第7条、昭和48年3月30日愛知県条例第4号)

番 号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考
			基準の種類	上 乗 せ 基 準		一 般 排 出 基 準		旧 特 別 排 出 基 準		一 般 排 出 基 準		特 別 排 出 基 準		
				規模 (万m ³ /時)	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	
1	ボ イ ラ 													

注1 O_nとは、排出ガスの中の標準の残存酸素濃度をいう。

$$2 \quad (\text{換算ばいじん濃度}) = (\text{測定ばいじん濃度}) \times \frac{21 - O_n}{21 - (\text{測定酸素濃度})}$$

3 O_nの欄中 O_sとは、標準酸素濃度への換算を行わないものである。

4 電気を熱源とする施設は、標準酸素濃度への換算は行わない。

小型ボイラーの基準値については p. 26 に記載
(小型ボイラーとは、伝熱面積 10m² 未満のものをいう。)

※この便覧において「名古屋地域」とは、規則別表第5第3号に掲げる区域のことをいい、すなわち令別表第3第49号に掲げる区域のことをいう(p. 10の表の「49号地域 名古屋区域」を参照)。

名古屋地域

番 号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考		
			基準の種類	上 乗 せ 基 準		一 般 排 出 基 準		旧 特 別 排 出 基 準		一 般 排 出 基 準		特 別 排 出 基 準				
			規模 (万㎥/時)	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>			
1	ボ イ ラ ー	④’ 石炭（発熱量 20,930kJ/kg 以下のもの。） を燃焼させる もの （④、⑤を除 く。）	20 以上 4～20 1～4 1 未満	0.40 0.40 0.40 —	% <i>O_s</i> <i>O_s</i> —	0.45 0.45 0.45 0.45	6 6 6 6	0.40 0.40 0.40 —	% <i>O_s</i> <i>O_s</i> —	0.45 0.45 0.45 0.45	6 6 6 6	0.05 0.10 0.15 0.15	% 6 6 6 6	上乗せ基準と一般排出 基準、又は、旧特別排出 基準と一般排出基準が適 用される施設に係る排出 基準は、いずれか厳しい ものとする。		
		⑤ 触媒再生塔に 附属するもの	—	—		0.30 4	燃料 から 判断		0.20 4	0.15 4						
		⑥ 上記以外のも の	20 以上 4～20 1～4 1 未満	0.20 0.20 0.20 —	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i> —	0.30 0.30 0.40 0.40	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.20 0.20 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.30 0.30 0.30 0.30	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.15 0.15 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出 基準、又は、旧特別排出 基準と一般排出基準が適 用される施設に係る排出 基準は、いずれか厳しい ものとする。		
		2	ガス発生炉	—	—		0.05 7	—		0.05 7	0.03 7					
	ガス加熱炉	—	—		0.10 7	0.10 <i>O_s</i>	0.10 7	0.03 7								
3	焙 焼 炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	— — —		0.10 0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.05 0.10 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出 基準が適用される施設に 係る排出基準は、いづれ か厳しいものとする。		
			焼 結 炉	フェロマンガ ン製造用	4 以上 4 未満	0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	— —		0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>		0.10 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i>
				そ の 他	4 以上 4 未満	0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	— —		0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i>		0.10 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i>
	煨 焼 炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.25 0.30 0.30	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	— — —		0.20 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>			

石臼産地域

番 号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考
			基準の種類	上乗せ 基 準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準		特 別 排出基準		
			規模 (万㎡/時	g/㎡	<i>O_n</i>	g/㎡	<i>O_n</i>	g/㎡	<i>O_n</i>	g/㎡	<i>O_n</i>	g/㎡	<i>O_n</i>	
4	溶 鋳 炉	高 炉	—	—	%	0.05	<i>O_s</i>	—	%	0.05	<i>O_s</i>	0.03	<i>O_s</i>	
		その他	4 以上 4 未満	— —		0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	— —		0.10 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.08 0.08	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	
	転 炉		—	—		0.10 (0.13)	<i>O_s</i>	—		0.10 (0.13)	<i>O_s</i>	0.08	<i>O_s</i>	() 内は燃焼型にかかるものに適用する。
	平 炉		4 以上 4 未満	— —		0.10 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	— —		0.10 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.05 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	
5	金属溶解炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.20 (0.30) 0.20 (0.30)	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	— — —		0.10 0.20 (0.30) 0.20 (0.30)	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.05 0.10 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	() 内はアルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉でS57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
6	金属加熱炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.15 0.25 0.25	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.08 0.10 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	
7	石油加熱炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.15 0.15 (0.18)	6 6 6	0.10 0.10 0.10	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.15 0.15 (0.18)	6 6 6	0.05 0.08 0.08	6 6 6	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、潤滑油の製造の用に供するもので、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
8	触媒再生塔		—	—		0.30	6	—		0.20	6	0.15	6	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
8 2	燃焼炉		—	—		0.10	8	0.10	<i>O_s</i>	0.10	8	0.05	8	

名古屋地域

番 号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考
			基準の種類	上乗せ 基 準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準		特 別 排出基準		
				規模 (万㎥/時	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	
9	石灰焼成炉	土中釜	—	—	%	0.40	15	0.40	<i>O_s</i>	0.40	15	0.20	15	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
		その他	1 以上 1 未満	— —		0.30 0.30	15 15	0.30 0.30	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.30 0.30	15 15	0.15 0.15	15 15	
	セメント焼成炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.10 0.10	10 10 10	0.10 — —	<i>O_s</i>	0.10 0.10 0.10	10 10 10	0.05 0.05 0.05	10 10 10	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
	耐火レンガ、耐火物原料の焼成炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.20 0.20	18 18 18	0.10 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.20 0.20	18 18 18	0.05 0.10 0.10	18 18 18	
	その他の焼成炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.15 0.25 0.25	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.15 0.25 0.25	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.08 0.15 0.15	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
	板ガラス、ガラス繊維製品（ガラス繊維を含む）製造用熔融炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.15 0.15	15 15 15	0.10 — —	<i>O_s</i>	0.10 0.15 0.15	15 15 15	0.05 0.08 0.08	15 15 15	
	光学ガラス、電気ガラス又はフリット製造用熔融炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.30 0.30	16 16 16	0.10 — —	<i>O_s</i>	0.10 0.15 0.15	16 16 16	0.05 0.08 0.08	16 16 16	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
	その他の熔融炉		4 以上 1～4 1 未満	— — —		0.10 0.20 0.20	15 15 15	0.10 0.20 0.20	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0.10 0.20 0.20	15 15 15	0.05 0.10 0.10	15 15 15	

番号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備考
			基準の種類	上乗せ基準		一般排出基準		旧特別排出基準		一般排出基準		特別排出基準		
			規模 (万m ³ /時)	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	
10	反応炉	4 以上	—	%	0.15	O _s	0.15	O _s	0.10	O _s	0.08	O _s	() 内は、活性炭の製造の用に供する反応炉に係るものである。	
	直火炉	1～4	—		0.20	O _s	0.20	O _s	0.20	O _s	0.10	O _s		
		1 未満	—		0.20 (0.30)	O _s	0.20	O _s	0.20	O _s	0.10 (0.15)	O _s		
11	骨材乾燥炉	2 以上	0.40	O _s	0.50	16 (O _s)	0.40	O _s	0.50 (0.40)	16 (O _s)	0.20	16 (O _s)	上乗せ基準と一般排出基準、又は、旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、電気を使用するもの及び直接熱風乾燥炉に適用する。	
		2 未満	0.40	O _s	0.60	16 (O _s)	0.40	O _s	0.50 (0.40)	16 (O _s)	0.20	16 (O _s)		
	その他の乾燥炉	4 以上	—		0.15	16 (O _s)	0.10	O _s	0.15 (0.10)	16 (O _s)	0.08	16 (O _s)		旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、電気を使用するもの及び直接熱風乾燥炉に適用する。
		1～4	—		0.30	16 (O _s)	0.20	O _s	0.20	16 (O _s)	0.10	16 (O _s)		
		1 未満	—		0.35	16 (O _s)	0.20	O _s	0.20	16 (O _s)	0.10	16 (O _s)		
12	合金鉄製造用電気炉 (けい素分 40%以上)		—	—		0.20	O _s	—		0.20	O _s	0.10	O _s	
	合金鉄製造用電気炉 (けい素分 40%未満) 及びカーバイド製造用電気炉		—	—		0.15	O _s	—		0.15	O _s	0.08	O _s	
	その他の電気炉		—	0.10 (0.20)	O _s	0.10	O _s	—		0.10	O _s	0.05	O _s	() 内は、4 万 m ³ /時未満のものに適用する。
13	廃棄物表 1 焼却炉	連続炉	4 以上	0.10	O _s	備考 (注) 参照	設置年月日 S46. 6. 24～H10. 6. 30		昭和 46 年 6 月 23 日までに設置された施設の排出基準については表 1 の上乗せ基準又は表 2 の排出基準のいずれか厳しいものとする。 昭和 46 年 6 月 24 日から平成 10 年 6 月 30 日までに設置された施設の排出基準については、表 1 の旧特別排出基準又は表 2 の排出基準のいずれか厳しいものとする。					
			1～4	0.20	O _s		旧特別排出基準							
			1 未満	—	g/m ³		O _n							
					0.08		12							
					0.15		12							
		その他	—	—			0.15	12						
	廃棄物焼却炉 表 2	設置年月日		～H10. 6. 30			H10. 7. 1～							
		焼却能力 (t/時)		g/m ³	O _n		g/m ³	O _n						
		4 以上		0.08	12		0.04	12						
		2～4		0.15	12		0.08	12						
2 未満		0.25		12	0.15	12								

番 号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考
			基準の種類	上 乗 せ 基 準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準		特 別 排出基準		
			規模 (万㎥/時)	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	
14	焙焼炉		4 以上	—	%	0.10	<i>O_s</i>	—	%	0.10	<i>O_s</i>	0.05	<i>O_s</i>	
			1～4	—		0.15	<i>O_s</i>	—		0.15	<i>O_s</i>	0.08	<i>O_s</i>	
			1 未満	—		0.15	<i>O_s</i>	—		0.15	<i>O_s</i>	0.08	<i>O_s</i>	
	焼結炉		—	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>	—		0.15	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>	
	溶鋇炉		4 以上	—		0.15	<i>O_s</i>	—		0.10	<i>O_s</i>	0.08	<i>O_s</i>	
			4 未満	—		0.15	<i>O_s</i>	—		0.15	<i>O_s</i>	0.08	<i>O_s</i>	
14	転炉		—	—		0.15	<i>O_s</i>	—		0.10 (0.15)	<i>O_s</i>	0.08	<i>O_s</i>	() 内は、燃焼型に限る。
	溶解炉		4 以上	—		0.10	<i>O_s</i>	—		0.10	<i>O_s</i>	0.05	<i>O_s</i>	
			1～4	—		0.20	<i>O_s</i>	—		0.20	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>	
			1 未満	—		0.30	<i>O_s</i>	—		0.20	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>	
14	乾燥炉		4 以上	—		0.15 [0.18]	16 (<i>O_s</i>)	0.10	<i>O_s</i>	0.15 (0.10)	16 (<i>O_s</i>)	0.08	16 (<i>O_s</i>)	旧特別排出基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、直接熱風乾燥炉に適用する。 [] 内は、気流搬送型の施設に限り、S57. 5. 31 以前に設置されたものに限る。
			1～4	—		0.30	16 (<i>O_s</i>)	0.20	<i>O_s</i>	0.20	16 (<i>O_s</i>)	0.10	16 (<i>O_s</i>)	
			1 未満	—		0.30	16 (<i>O_s</i>)	0.20	<i>O_s</i>	0.20	16 (<i>O_s</i>)	0.10	16 (<i>O_s</i>)	
18	活性炭製造用反応炉		—	—		0.30	6	—		0.30	6	0.15	6	
20	アルミニウム製錬用電解炉		—	—		0.05	<i>O_s</i>	—		0.05	<i>O_s</i>	0.03	<i>O_s</i>	
21	りん等製造用	焼成炉	—	—		0.15	15	—		0.15	15	0.08	15	
		溶解炉	—	—		0.20	<i>O_s</i>	—		0.20	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>	

番 号	施設名		設置年月日	～S46. 6. 23				S46. 6. 24～S57. 5. 31				S57. 6. 1～		備 考		
			基準の種類	上乗せ 基 準		一 般 排出基準		旧 特 別 排出基準		一 般 排出基準		特 別 排出基準				
				規模 (万㎥/時)	g/㎥ ³	O _n	g/㎥ ³	O _n	g/㎥ ³	O _n	g/㎥ ³	O _n	g/㎥ ³		O _n	
23	トリポリリン酸 ナトリウム製造用	乾燥炉	4 以上	—	%	0.10	16 (O _s)	0.10	% O _s	0.10	16 (O _s)	0.05	16 (O _s)	旧特別排出基準と一般 排出基準が適用される施設 に係る排出基準は、い ずれか厳しいものとする。 () 内は、直接熱風乾 燥炉に限る。		
			1～4	—		0.10	16 (O _s)	—		0.10	16 (O _s)	0.05	16 (O _s)			
			1 未満	—		0.10	16 (O _s)	—		0.10	16 (O _s)	0.05	16 (O _s)			
		焼成炉	—	—		0.15	15	—		0.15	15	0.08	15			
24	鉛溶解炉		4 以上	—		0.10	O _s	—		0.10	O _s	0.05	O _s			
			1～4	—		0.20	O _s	—		0.20	O _s	0.10	O _s			
			1 未満	—		0.20	O _s	—		0.20	O _s	0.10	O _s			
25	鉛蓄電池製造用 溶解炉		4 以上	—		0.10	O _s	—		0.10	O _s	0.05	O _s			
			1～4	—		0.15	O _s	—		0.15	O _s	0.08	O _s			
			1 未満	—		0.15	O _s	—		0.15	O _s	0.08	O _s			
26	鉛系 顔料製造用	溶解炉	4 以上	—		0.10	O _s	—		0.10	O _s	0.05	O _s			
			1～4	—		0.15	O _s	—		0.15	O _s	0.08	O _s			
			1 未満	—		0.15	O _s	—		0.15	O _s	0.08	O _s			
		反射炉	—	—		0.10	O _s	—		0.10	O _s	0.05	O _s			
			反応炉 〔硝酸塩の製造 の用に供する ものは除く〕	4 以上	—		0.05	6 (O _s)	—		0.05	6 (O _s)	0.03		6 (O _s)	() 内は、鉛酸化物の 製造の用に供するものに 限る。
				1～4	—		0.05	6 (O _s)	—		0.05	6 (O _s)	0.03		6 (O _s)	
1 未満	—			0.05	6 (O _s)	—		0.05	6 (O _s)	0.03	6 (O _s)					
28	コークス炉		—	—		0.15	7	—		0.15	7	0.10	7			
29	ガスタービン		—	—		—		—		—		0.04	16	S63. 2. 1 以降設置のもの に適用（非常用施設を除く）		
30	ディーゼル機関		—	—		—		—		—		0.08	13	S63. 2. 1 以降設置のもの に適用（非常用施設を除く）		
31	ガス機関		—	—		0.05	0	—		0.05	0	0.04 (0.05)	0	非常用施設を除く。 () 内は、S57. 6. 1～H3. 1. 31 までに設置されたもの に適用。		
32	ガソリン機関		—	—		0.05	0	—		0.05	0	0.04 (0.05)	0	非常用施設を除く。 () 内は、S57. 6. 1～H3. 1. 31 までに設置されたもの に適用。		

(アー 2) 法／ばいじん排出基準[名古屋地域] (小型ボイラー)

(法第 3 条、施行規則第 4 条、同第 7 条、昭和 60 年総理府令第 31 号)

番 号	施設名		設置年月日	～S60. 9. 9		S60. 9. 10～ H2. 9. 9		H2. 9. 10～		備 考
			基準の種類			特 別 排出基準		特 別 排出基準		
			規模 ^(注) (万m ³ /時)			g/m ³	<i>O_n</i>	g/m ³	<i>O_n</i>	
1	ボ イ ラ ー （ 小 型 ボ イ ラ ー に 限 る 。 ）	① ガスの専焼 (⑤を除く)	1 未満	—	% —	—	% —	—	% —	当分の間、基準を適用しない。
		② 液体燃料の専焼並びにガス及び液体燃料の混焼の小型ボイラー(⑤を除く)	1 未満	—	—	0.30	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>	軽質液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間、この基準を適用しない。
		③ 黒液の専焼並びに黒液及びガス又は液体燃料の混焼(⑤を除く)	1 未満	—	—	0.30	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>	
		④ 石炭を燃焼させるもの (⑤を除く)	1 未満	—	—	0.30	6	0.15	6	
		⑤ 触媒再生塔に附属するもの	1 未満	—	—	0.30	4	0.15	4	
		⑥ 上記以外のもの	1 未満	—	—	0.30	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	

注 1 小型ボイラーとは、伝熱面積 10m² 未満のものをいう。

2 軽質液体燃料とは、灯油、軽油、A 重油をいう。

3 O_n とは、排出ガス中の標準の残存酸素濃度をいう。4 (換算ばいじん濃度) = (測定ばいじん濃度) $\times \frac{21-O_n}{21-(\text{測定酸素濃度})}$ 5 O_n の欄中 O_s とは、標準酸素濃度への換算を行わないものである。

6 昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された施設については、当分の間、基準を適用しない。

(法第3条、施行規則第4条、同第7条、昭和48年3月30日愛知県条例第4号)

番号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考
			基準の種類	一 般 排出基準		上乗せ 基 準		一 般 排出基準		
				規模 (万㎡/時)	g/㎡	O_n	g/㎡	O_n	g/㎡	
1	ボ イ ラ ー	① ガスの専焼 (⑤を除く)	20 以上	0.05	%		%		%	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
			4～20	0.05	5	0.05	O_s	0.05	5	
			1～4	0.10	5	0.20	O_s	0.10	5	
			1 未満	0.10	5	—		0.10	5	
		② 液体燃料(黒液を除く。以下同じ。)の専焼並びにガス及び液体燃料の混焼 (⑤を除く)	20 以上	0.07	4	0.05	O_s	0.05 (0.07)	4	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
			4～20	0.18	4	0.05	O_s	0.15 (0.18)	4	
			1～4	0.25	4	0.20	O_s	0.25	4	
			1 未満	0.30	O_s	—		0.30	O_s	
		③ 黒液の専焼並びに黒液及びガス又は液体燃料の混焼 (⑤を除く)	20 以上	0.20	O_s	0.20	O_s	0.15 (0.20)	O_s	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
			4～20	0.35	O_s	0.20	O_s	0.25 (0.35)	O_s	
			1～4	0.35	O_s	0.20	O_s	0.30 (0.35)	O_s	
			1 未満	0.35	O_s	—		0.30 (0.35)	O_s	
		④ 石炭を燃焼させるもの (④'、⑤を除く)	20 以上	0.15	6	0.20	O_s	0.10 (0.15)	6	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
			4～20	0.25	6	0.20	O_s	0.20 (0.25)	6	
			1～4	0.35	6	0.20	O_s	0.30 (0.35)	6	
			1 未満	0.35	6	—		0.30 (0.35)	6	

注1 O_nとは、排出ガスの中の標準の残存酸素濃度をいう。

$$2 \quad (\text{換算ばいじん濃度}) = (\text{測定ばいじん濃度}) \times \frac{21 - O_n}{21 - (\text{測定酸素濃度})}$$

3 O_nの欄中 O_sとは、標準酸素濃度への換算を行わないものである。

4 電気を熱源とする施設は、標準酸素濃度への換算を行わない。

小型ボイラーの基準値については p. 34 に記載
(小型ボイラーとは、伝熱面積 10m² 未満のものをいう。)

※ この便覧において「名古屋地域以外の地域」とは、愛知県内の規則別表第5第3号に掲げる区域以外の区域のことをいい、すなわち令別表第3第49号に掲げる区域以外の区域のことをいう(p. 10の表の「50号地域、51号地域、52号地域、53号地域及び100号地域」を参照)。

名古屋地域以外の地域

番 号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考	
			基準の種類	一 般 排出基準		上乗せ 基 準		一 般 排出基準			
				規模 (万㎥/時	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³		<i>O_n</i>
1	ボ イ ラ ー	④’ 石炭（発熱量 20,930kJ/kg 以下のもの。） を燃焼させる もの （④、⑤を除く。）	20 以上	0.45	%	0.40	%	0.10 (0.45)	%	上乗せ基準と一般排出 基準が適用される施設に 係る排出基準は、いずれ か厳しいものとする。 （ ）内は、S57.5.31 以 前に設置されたものに適 用する。	
		4～20	0.45	6	0.40	<i>O_s</i>	0.20 (0.45)	6			
		1～4	0.45	6	0.40	<i>O_s</i>	0.30 (0.45)	6			
		1 未満	0.45	6	—		0.30 (0.45)	6			
		⑤ 触媒再生塔に 附属するもの	—	0.30	4	—		0.20 (0.30)	4	（ ）内は、S57.5.31 以 前に設置されたものに適 用する。	
		⑥ 上記以外のもの	20 以上	0.30	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.30	<i>O_s</i>		上乗せ基準と一般排出 基準が適用される施設に 係る排出基準は、いずれ か厳しいものとする。 （ ）内は、S57.5.31 以 前に設置されたものに適 用する。
			4～20	0.30	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.30	<i>O_s</i>		
			1～4	0.40	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.30 (0.40)	<i>O_s</i>		
	1 未満		0.40	<i>O_s</i>	—		0.30 (0.40)	<i>O_s</i>			
2	ガス発生炉		—	0.05	7	0.40	<i>O_s</i>	0.05	7	上乗せ基準と一般排出基 準が適用される施設に係 る排出基準は、いずれか 厳しいものとする。	
	ガス加熱炉		—	0.10	7	0.10	<i>O_s</i>	0.10	7		
3	焙 焼 炉		4 以上	0.10	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出 基準が適用される施設に 係る排出基準は、いずれ か厳しいものとする。	
			1～4	0.15	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		
			1 未満	0.15	<i>O_s</i>	—		0.15	<i>O_s</i>		
	焼 結 炉	フェロマンガ ン製造用	4 以上	0.20	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出 基準が適用される施設に 係る排出基準は、いずれ か厳しいものとする。	
			4 未満	0.20	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>		
		そ の 他	4 以上	0.15	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		
			4 未満	0.15	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		
	煨 焼 炉		4 以上	0.25	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.20 (0.25)	<i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出 基準が適用される施設に 係る排出基準は、いずれ か厳しいものとする。 （ ）内は、S57.5.31 以 前に設置されたものに適 用する。	
			1～4	0.30	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.25 (0.30)	<i>O_s</i>		
1 未満			0.30	<i>O_s</i>	—		0.25 (0.30)	<i>O_s</i>			

番 号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考
			基準の種類	一 般 排出基準		上 乗 せ 基 準		一 般 排出基準		
				規模 (万㎥/時)	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	
4	溶 鋳 炉	高 炉	—	0. 05	% <i>O_s</i>	0. 05	% <i>O_s</i>	0. 05	% <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
		その他	4 以上 4 未満	0. 15 0. 15	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 15 0. 15	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	
	転 炉		—	0. 10 [0. 13]	<i>O_s</i>	0. 10 [0. 20]	<i>O_s</i>	0. 10 (0. 13)	<i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。() 及び [] は燃焼型にかかるもので、() 内はS57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
	平 炉		4 以上 4 未満	0. 10 0. 20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 20 0. 20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 20	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
5	金属溶解炉		4 以上 1～4 1 未満	0. 10 0. 20 (0. 30) 0. 20 (0. 30)	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 20 —	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 20 (0. 30) 0. 20 (0. 30)	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内はアルミニウム地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉でS57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
6	金属加熱炉		4 以上 1～4 1 未満	0. 15 0. 25 0. 25	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 20 —	<i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 (0. 15) 0. 20 (0. 25) 0. 20 (0. 25)	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は 57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
7	石油加熱炉		4 以上 1～4 1 未満	0. 10 0. 15 0. 15 (0. 18)	6 6 6	0. 10 0. 10 0. 10	<i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 15 0. 15 (0. 18)	6 6 6	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、潤滑油の製造の用に供するもので、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
8	触媒再生塔		—	0. 30	6	0. 40	<i>O_s</i>	0. 20 (0. 30)	6	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 () 内は、潤滑油の製造の用に供するもので、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。
8 2	燃焼炉		—	0. 10	8	0. 10	<i>O_s</i>	0. 10	8	

名古屋地域以外の地域

番号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考
			基準の種類	一 般 排出基準		上 乗 せ 基 準		一 般 排出基準		
				規模 (万m ³ /時	g/m ³	<i>O_n</i>	g/m ³	<i>O_n</i>	g/m ³	
9	石灰焼成炉	土中釜	—	0.40	% 15	0.40	% <i>O_s</i>	0.40	% 15	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
		その他	1 以上	0.30	15	0.30	<i>O_s</i>	0.30	15	
	1 未満		0.30	15	—		0.30	15		
	セメント焼成炉	4 以上	0.10	10	0.10	<i>O_s</i>	0.10	10		
		1～4	0.10	10	0.20	<i>O_s</i>	0.10	10		
		1 未満	0.10	10	—		0.10	10		
	耐火レンガ、耐火物原料の焼成炉	4 以上	0.10	18	0.10	<i>O_s</i>	0.10	18		
		1～4	0.20	18	0.20	<i>O_s</i>	0.20	18		
		1 未満	0.20	18	—	<i>O_s</i>	0.20	18		
	その他の焼成炉	4 以上	0.15	0 s	0.10	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		
		1～4	0.25	0 s	0.20	<i>O_s</i>	0.25	<i>O_s</i>		
		1 未満	0.25	0 s	—		0.25	<i>O_s</i>		
	板ガラス、ガラス繊維製品（ガラス繊維を含む）製造用熔融炉	4 以上	0.10	15	0.10	<i>O_s</i>	0.10	15		
		1～4	0.15	15	0.20	<i>O_s</i>	0.15	15		
		1 未満	0.15	15	—		0.15	15		
	光学ガラス、電気ガラス又はフリット製造用熔融炉	4 以上	0.10	16	0.10	<i>O_s</i>	0.10	16		
		1～4	0.30	16	0.20	<i>O_s</i>	0.15 (0.30)	16		
		1 未満	0.30	16	—		0.15 (0.30)	16		
	その他の熔融炉	4 以上	0.10	15	0.10	<i>O_s</i>	0.10	15		
		1～4	0.20	15	0.20	<i>O_s</i>	0.20	15		
1 未満		0.20	15	—		0.20	15			

番 号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考	
			基準の種類	一 般 排出基準		上乗せ 基 準		一 般 排出基準			
				規模 (万㎡/時)	g/㎡ ³	<i>O_n</i>	g/㎡ ³	<i>O_n</i>	g/㎡ ³		<i>O_n</i>
10	反応炉 直火炉	4 以上 1～4 1 未満	0. 15 0. 20 0. 20 (0. 30)	% <i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 10 0. 20 —	% <i>O_s</i> <i>O_s</i>	0. 15 0. 20 0. 20 (0. 30)	% <i>O_s</i> <i>O_s</i> <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 ()内は、活性炭の製造の用に供する反応炉に係るものであり、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。		
11	骨材乾燥炉	2 以上	0. 50	16 [<i>O_s</i>]	0. 40	<i>O_s</i>	0. 50	16 [<i>O_s</i>]	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 ()内は、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。[]内は、電気を使用するもの及び直接熱風乾燥炉に適用する。		
		2 未満	0. 60	16 [<i>O_s</i>]	0. 40	<i>O_s</i>	0. 50 (0. 60)	16 [<i>O_s</i>]			
	その他の乾燥炉	4 以上	0. 15	16 [<i>O_s</i>]	0. 10	<i>O_s</i>	0. 15	16 [<i>O_s</i>]	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 ()内は、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。[]内は、電気を使用するもの及び直接熱風乾燥炉に適用する。		
		1～4	0. 30	16 [<i>O_s</i>]	0. 20	<i>O_s</i>	0. 20 (0. 30)	16 [<i>O_s</i>]			
		1 未満	0. 35	16 [<i>O_s</i>]	—		0. 20 (0. 35)	16 [<i>O_s</i>]			
12	合金鉄製造用電気炉 (けい素分 40%以上)		—	0. 20	<i>O_s</i>	0. 30	<i>O_s</i>	0. 20	<i>O_s</i>		
	合金鉄製造用電気炉 (けい素分 40%未満) 及びカーバイド製造用 電気炉		—	0. 15	<i>O_s</i>	0. 20	<i>O_s</i>	0. 15	<i>O_s</i>		
	その他の電気炉		—	0. 10	<i>O_s</i>	0. 10 (0. 20)	<i>O_s</i>	0. 10	<i>O_s</i>	()内は、4 万 ㎡ ³ /時未満のものに適用する。	
13	廃棄物 表 1 焼却炉	連続炉	設置年月日	備考 (注) 参照		S48. 4. 1～		備考 (注) 参照		(注) 上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設については、表 1 の上乗せ基準又は表 2 の排出基準のいずれか厳しいものとする。	
			規模 (万㎡/時)			g/㎡ ³	<i>O_n</i>				
			4 以上			0. 10	<i>O_s</i>				
			1～4			0. 20	<i>O_s</i>				
			1 未満			—					
		その他	—			—					
	廃棄物焼却炉 表 2	設置年月日	～H10. 6. 30			H10. 7. 1～					
		焼却能力 (t/時)	g/㎡ ³	<i>O_n</i>	g/㎡ ³	<i>O_n</i>					
		4 以上	0. 08	12	0. 04	12					
		2～4	0. 15	12	0. 08	12					
		2 未満	0. 25	12	0. 15	12					

名古屋地域以外の地域

番 号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考	
			基準の種類	一 般 排出基準		上乗せ 基 準		一 般 排出基準			
				規模 (万㎡/時)	g/㎡ ³	<i>O_s</i>	g/㎡ ³	<i>O_s</i>	g/㎡ ³		<i>O_s</i>
14	焙焼炉		4 以上	0.10	% <i>O_s</i>	0.20	% <i>O_s</i>	0.10	% <i>O_s</i>	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。	
			1～4	0.15	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		
			1 未満	0.15	<i>O_s</i>	—		0.15	<i>O_s</i>		
	焼結炉		—	0.15	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。
			溶鉱炉		4 以上	0.15	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>		
	4 未満	0.15			<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>		
転炉		—	0.15	<i>O_s</i>	0.10 [0.20]	<i>O_s</i>	0.15	<i>O_s</i>	〔 〕 内は、燃焼型に限る。		
		溶解炉		4 以上	0.10	<i>O_s</i>	0.10	<i>O_s</i>		0.10	
1～4	0.20			<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>	0.20	<i>O_s</i>			
1 未満	0.30	<i>O_s</i>	—		0.20 (0.30)	<i>O_s</i>					
乾燥炉		4 以上	0.15 《0.18》	16 [<i>O_s</i>]	0.10	<i>O_s</i>	0.15 《0.18》	16 [<i>O_s</i>]		上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 （ ） 内は、S57. 5. 31 以前に設置されたものに適用する。 〔 〕 内は、直接熱風乾燥炉に適用する。 《 》 内は、気流搬送型の施設に限り、S57. 5. 31 以前に設置されたものに限る。	
		1～4	0.30	16 [<i>O_s</i>]	0.20	<i>O_s</i>	0.20 (0.30)	16 [<i>O_s</i>]			
		1 未満	0.30	16 [<i>O_s</i>]	—		0.20 (0.30)	16 [<i>O_s</i>]			
18	活性炭製造用反応炉		—	0.30	6	—		0.30	6		
20	アルミニウム製錬用電解炉		—	0.05	<i>O_s</i>	—		0.05	<i>O_s</i>		
21	りん等製造用	焼成炉	—	0.15	15	—		0.15	15		
		溶解炉	—	0.20	<i>O_s</i>	—		0.20	<i>O_s</i>		

番 号	施設名		設置年月日	～S48. 3. 31		S48. 4. 1～				備 考		
			基準の種類	一 般 排出基準		上乗せ 基 準		一 般 排出基準				
			規模 (万m ³ /時)	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n	g/m ³	O _n			
23	トリポリりん酸 ナトリウム製造用	乾燥炉	4 以上	0.10	% 16 [O _s]	0.10	% O _s	0.10	% 16 [O _s]	上乗せ基準と一般排出基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳しいものとする。 []内は、直接熱風乾燥炉に限る。		
			1～4	0.10	16 [O _s]	0.20	O _s	0.10	16 [O _s]			
			1 未満	0.10	16 [O _s]	—		0.10	16 [O _s]			
		焼成炉	—	0.15	15	—		0.15	15			
24	鉛溶解炉		4 以上	0.10	O _s	0.10	O _s	0.10	O _s			
			1～4	0.20	O _s	0.20	O _s	0.20	O _s			
			1 未満	0.20	O _s	—		0.20	O _s			
25	鉛蓄電池製造用 溶解炉		4 以上	0.10	O _s	0.10	O _s	0.10	O _s			
			1～4	0.15	O _s	0.20	O _s	0.15	O _s			
			1 未満	0.15	O _s	—		0.15	O _s			
26	鉛系 顔料製造用	溶解炉	4 以上	0.10	O _s	0.10	O _s	0.10	O _s			
			1～4	0.15	O _s	0.20	O _s	0.15	O _s			
			1 未満	0.15	O _s	—		0.15	O _s			
		反射炉	—	0.10	O _s	—		0.10	O _s			
			反応炉 （硝酸塩の製造の用に供するものは除く）	4 以上	0.05	6 [O _s]	0.10	O _s	0.05		6 [O _s]	[]内は、鉛酸化物の製造の用に供するものに限る。
				1～4	0.05	6 [O _s]	0.20	O _s	0.05		6 [O _s]	
				1 未満	0.05	6 [O _s]	—		0.05		6 [O _s]	
28	コークス炉		—	0.15	7	—		0.15	7			
29	ガスタービン		—	—		—		0.05	16	S63. 2. 1 以降設置のものに適用（非常用施設を除く。）		
30	ディーゼル機関		—	—		—		0.10	13	S63. 2. 1 以降設置のものに適用（非常用施設を除く。）		
31	ガス機関		—	0.05	0	—		0.05	0	非常用施設を除く。		
32	ガソリン機関		—	0.05	0	—		0.05	0	非常用施設を除く。		

番 号	施設名		設置年月日	～S60. 9. 9		S60. 9. 10～ H2. 9. 9		H2. 9. 10～		備 考
			基準の種類			一 般 排出基準		一 般 排出基準		
			規模 ^(注) (万㎥/時)	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	g/㎥ ³	<i>O_n</i>	
1	ボ イ ラ ー （ 小 型 ボ イ ラ ー に 限 る 。）	① ガスの専焼 (⑤を除く)	1 未満	—	% —	—	% —	—	% —	当分の間、基準を適用しない。
		② 液体燃料の専焼並びにガス及び液体燃料の混焼の小型ボイラー(⑤を除く)	1 未満	—	—	0. 50	<i>O_s</i>	0. 30	<i>O_s</i>	軽質液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間、この基準を適用しない。
		③ 黒液の専焼並びに黒液及びガス又は液体燃料の混焼(⑤を除く)	1 未満	—	—	0. 50	<i>O_s</i>	0. 30	<i>O_s</i>	
		④ 石炭を燃焼させるもの (④'、⑤を除く)	1 未満	—	—	0. 50	6	0. 30	6	
		④' 石炭（発熱量20,930kJ/kg以下のもの。）を燃焼させるもの (④、⑤を除く)	1 未満	—	—	0. 50	6	0. 45	6	
		⑤ 触媒再生塔に附属するもの	1 未満	—	—	0. 50	4	0. 20	4	
		⑥ 上記以外のもの	1 未満	—	—	0. 50	<i>O_s</i>	0. 30	<i>O_s</i>	

注 1 小型ボイラーとは、伝熱面積 10 m^2 未満のものをいう。

2 軽質液体燃料とは、灯油、軽油、A 重油をいう。

3 O_n とは、排出ガスの中の標準の残存酸素濃度をいう。4 (換算ばいじん濃度) = (測定ばいじん濃度) $\times \frac{21-O_n}{21-(\text{測定酸素濃度})}$ 5 O_n の欄中 O_s とは、標準酸素濃度への換算を行わないものである。

6 昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された施設については、当分の間、基準を適用しない。

(ウ) 県条例／ばいじん排出基準 (県条例第6条、施行規則第9条)

項番号	施 設 名	規制基準 (g/m ³)	項番号	施 設 名	規制基準 (g/m ³)
1	ボイラー 〔液体燃料(黒液を除く)、ガスの専燃〕	0.30(0.20)	10	焼成炉、熔融炉 (前3項以外のもの)	0.40(0.20)
	ボイラー 〔発熱量 5000kcal/kg 以下の石炭〕	0.80(0.40)	11	反応炉、直火炉	0.40(0.20)
	ボイラー (前2項以外のもの)	0.40(0.20)	12	乾燥炉(骨材乾燥炉)	0.80(0.40)
2	ガス発生炉	0.60(0.40)		乾燥炉(前項以外のもの)	0.40(0.20)
	加熱炉	0.20(0.10)	13	電気炉 〔合金鉄(けい素の含有率 40%以上) 製造用〕	0.60(0.30)
3	焙焼炉、焼結炉、煅焼炉	0.40(0.20)		電気炉(前項以外のもの)	0.40(0.20)
4	溶鉱炉(高炉)	0.10(0.05)	14	廃棄物焼却炉 (連続炉)	0.70(0.20)
	溶鉱炉(前項以外のもの) 転炉(燃焼型)、平炉	0.40(0.20)		廃棄物焼却炉 (前項以外のもの)	0.70(0.40)
	転炉(燃焼型を除く)	0.20(0.10)	15	付着油処理施設	0.40(0.20)
5	溶解炉	0.40(0.20)	16	焙焼炉、焼結炉 溶鉱炉、転炉(燃焼型) 溶解炉、乾燥炉	0.40(0.20)
6	加熱炉	0.40(0.20)		転炉(燃焼型を除く)	0.20(0.10)
7	加熱炉	0.20(0.10)	25	乾燥炉	0.40(0.20)
8	触媒再生塔	0.60(0.40)	26	溶解炉	0.40(0.20)
9	燃焼炉	0.20(0.10)	27	溶解炉	0.40(0.20)
10	焼成炉 (石灰焼成炉のうち土中釜)	0.80(0.40)	28	溶解炉、反応炉	0.40(0.20)
	焼成炉 〔石灰焼成炉のうち前項以外のもの〕	0.60(0.30)	32	熱処理施設(加熱炉)	0.40(0.20)
	熔融炉(るつぼ炉)	0.50(0.50)			

注1 項番号とは、県条例施行規則別表第1の項番号をいう。

2 規制基準の欄中()内は、名古屋区域の新設(昭和46年10月1日以後に設置)に係る規制基準である。

オ 有害物質の規制

(ア) 法／有害物質の排出基準

a カドミウム、塩素、弗素及び鉛の排出基準（法第3条、施行規則第5条）

令別表 第1の 項番号	施 設 名		有 害 物 質 の 種 類	排出基準 (mg/m ³)	
9	ガラス又は ガラス製品 の製造の用 に供するも の	硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0
		ほたる石又はけいふっ素ナトリウムを使用するもの	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
		酸化鉛を使用するもの	鉛及びその化合物	鉛として	20
13	廃棄物焼却炉		塩化水素	700 (O ₂ 12%)	
14	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	カドミウムとして 鉛として	1.0 10
	焼結炉、溶鋳炉		カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	カドミウムとして 鉛として	1.0 30
15	乾燥施設		カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0
16 17 18 19	塩素急速冷却施設、溶解槽、反応炉、塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設		塩 素 塩化水素	30 80	
20	電解炉のうち有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	3.0
	電解炉のうち前項に掲げるものの以外のもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	1.0
21	反応施設のうち過りん酸石灰又は重過りん酸石灰の製造の用に供するもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	15
	反応施設のうちで前項以外のもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
	濃縮施設		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素		
	焼成炉		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	20
	溶解炉のうちりん酸質肥料の製造の用に供するもの	電気炉	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	15
		平 炉	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	20
	溶解炉のうち前項以外のもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
22	凝縮施設、吸収施設、蒸留施設		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉				
24 25 26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設		鉛及びその化合物	鉛として	10

b 窒素酸化物の排出基準（法第3条、施行規則第5条）

ppm (cm³/m³)

令別表第1項番号	細番号	施設名	規模 (万㎡/時)	O _n (%)	設 置 年 月 日							
					～	S48. 8. 10 ～	S50. 12. 10 ～	S52. 6. 18 ～	S54. 8. 10 ～	S58. 9. 10 ～	S59. 9. 10 ～	S62. 4. 1 ～
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31	
1	①	ガス専燃ボイラー 〔 小型ボイラー 〕 以外	50 以上	5	130	130	100	60	60			
			10～50		130	130	100	100	100			
			4～10		130	130	130	100	100			
			1～ 4		150	150	130	130	130			
			0.5～ 1		150	150	150	150	150			
			0.5 未満		150	150	150	150	150			
	②	石 炭 (20,930.25kJ/kg 以下) 専焼ボイラー 〔 天井バーナー 〕 燃焼方式	70 以上	6	480	300	300	300	300			
			50～70		480	300	300	300	300			
			30～50		480	350	300	300	300			
			4～30 1～ 4 0.5～ 1 0.5 未満		注 4							
	③	石 炭 (20,930.25kJ/kg 以下) 専焼ボイラー 〔 火炉分割壁型放 射加熱器を有す るもので、MC R時火炉熱発生 率586,047kJ /㎡時以上 〕	70 以上	6	550	300	300	300	300			
			50～70		550	300	300	300	300			
			30～50 4～30 1～ 4 0.5～ 1 0.5 未満		注 4							
	④	石 炭 (20,930.25kJ/kg 以下) 専焼ボイラー (その他)	70 以上	6	480	300	300	300	300	注 4		
			50～70		480	300	300	300	300			
			30～50		480	350	300	300	300			

注 1 小型ボイラーとは、伝熱面積が 10m² 未満のものをいう。

2 O_n とは、排出ガス中の標準の残存酸素濃度をいう。

3 (換算窒素酸化物濃度) = (測定窒素酸化物濃度) × $\frac{21-O_n}{21-(\text{測定酸素濃度})}$

4 ⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行する。

小型ボイラーの基準値については p. 46 に記載
(小型ボイラーとは、伝熱面積 10m² 未満のものをいう。)

令別表第1項番号	細番号	施設名	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
					～	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S59. 9. 10	S62. 4. 1
					～	～	～	～	～	～	～	～
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31	
1	④	石炭 (20, 930. 25kJ/kg 以下) 専焼ボイラー (その他)	10～30 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6	注3							
	⑤	固体燃料燃焼ボイラー 〔小型ボイラー 以外〕	70以上	6	400	300	300	300	300	300	300	200
			50～70		420	300	300	300	300	300	300	250
			20～50		420	350	300	300	300	300	300	250
			10～20		450	350	300	300	300	300	300	250
			4～10		450	350	300	300	300	300	300	250
			1～4		450	380	350	350	350	350	350	300 注4
			0.5～1		450	380	350	350	350	350	350	300 注4
			0.5未満		480	480	480	380	380	350	350	300 注4
	⑥	石炭専焼ボイラー 〔前面燃焼自然循環型、MCR時 火炉熱発生率 586, 047kJ/m ³ 時 以上〕	20～25	6	450	350	300	300	300	注3		
	⑦	石炭燃焼ボイラー 〔接線型チルチ ングバーナー〕	100以上	6	430	300	300	300	300	注3		
	⑧	石炭専焼ボイラー (流動層燃焼)	1～4	6	450	380	350	350	380	360	注3	
			0.5～1		450	380	350	350	390	360		
			0.5未満		480	480	480	380	380	360		
	⑨	固体燃料燃焼ボイラー 〔再熱発生抽気復水自然循環型、 MCR時 837, 210kJ/m ³ 時 以上 S58. 9. 10～ S59. 12. 31 まで に燃料転換〕	50～70	6	420	420 〔工事が完了した日から〕	300	300	300	300	注3	

注1 石炭燃焼用の散布式ストーカ型のもの（排出ガス量4万～10万m³/時の規模のもので、昭和58年9月10日以降設置のもの）は、当分の間320ppmとする。

注2 小型ボイラーとは、伝熱面積が10m²未満のものをいう。

注3 ⑤の固体燃料燃焼ボイラーに移行する。

注4 当分の間、350ppmとする。

令別表第1項番号	細番号	施設名	規模 (万m³/時)	O _n (%)	設置年月日								
					～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S59. 9. 9	S59. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～	
								S52. 6. 18 ～ S52. 9. 9 液体燃焼 小型ボイ ラー					
1	⑩	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タール 100 万 m³/時未満)	50～100	4	210	180	150	注 3					
			10～50		210	180	150						
			4～10		280	180	150						
			1～ 4		280	280	150						
			0.5～ 1		280	280	280	280					
			0.5 未満		280	280	280	280					
			⑪		液体燃焼ボイラー (原油タール)	50 以上	4	180	180	150	130	130	
	10～50	190		180		150		150	150				
	4～10	250		180		150		150	150				
	1～ 4	250		250		150		150	150				
	0.5～ 1	250		250		250		250	180	180			
	0.5 未満	250		250		250		250	180	180			
	⑫	排脱付液体燃焼ボイラー (原油タールを除く) 100 万 m³/時未満)		50～100		4		210	180	150	注 3		
			10～50	210	180		150						
			4～10	210	180		150						
			1～ 4	250	250		150						
			0.5～ 1	280	280		280	280					
			0.5 未満	280	280		280	280					
			⑬	液体燃焼ボイラー (⑩～⑫以外) 注1	50 以上		4	180	180	150	130	130	
	10～50	190			180	150		150	150				
	4～10	190			180	150		150	150				
	1～ 4	230			230	150		150	150				
	0.5～ 1	250			250	250		250	180	180			
	0.5 未満	250			250	250		250	180	180			

注1 液体燃焼ボイラーのうち、昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万m³/時未満の過負荷燃焼のもの及び小型ボイラーは除く。

2 液体燃焼小型ボイラーとは、排出ガス量が1万m³/時未満の液体燃焼ボイラーをいう。

3 ⑬の液体燃焼ボイラーに移行する。

令別表第1項番号	細番号	施設名※	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
					～	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S59. 9. 10	S62. 4. 1
					～ S48. 8. 9	～ S50. 12. 9	～ S52. 6. 17	～ S54. 8. 9	～ S58. 9. 9	～ S59. 9. 9	～ S62. 3. 31	～
2	①	水生ガス又は油ガスの発生に供するガス発生炉、加熱炉	—	7	170	170	170	170	150			
	②	水素ガス製造用ガス発生炉（天井バーナー燃焼方式）	—	7	360	360	360	360	150			
3	①	ペレット焼成炉（ガス燃焼）	1 以上	15	540	540	540	220	220			
			1 未満		540	540	540	540	220			
	②	焼結炉（①以外のペレット焼成炉）	1 以上	15	300	300	300	220	220			
			1 未満		300	300	300	300	220			
	③	フェロマンガン製造用焼結炉（①、②以外）	10 以上	15	260	260	260	220	220			
			1～10		270	270	270	220	220			
			1 未満		300	300	300	300	220			
	④	焼結炉（①～③以外）	10 以上	15	260	260	260	220	220			
			1～10		270	270	270	220	220			
			1 未満		300	300	300	300	220			
	⑤	アルミナ製造用煅焼炉	1 以上	10	350	350	350	200	200			
			1 未満		350	350	350	350	200			
	⑥	煅焼炉（⑤以外）	—	10	200	200	200	200	200			
	⑦	フェロマンガン製造用焙焼炉	—	14	250	250	250	250	220			
	⑧	焙焼炉（⑦以外）	—	14	250	250	250	250	220			

※熱源として電気を使用するものを除く。

令別表第1項番号	細番号	施設名※	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
					～	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S59. 9. 10	S62. 4. 1
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31	～
4		溶鉱炉		15	120	120	120	120	100			
5		金属溶解炉 注		12	200	200	200	200	180			
6	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	10 以上	11	200	200	100	100	100			
			4～10		200	200	150	150	150			
			1～4		200	200	150	150	150			
			0.5～1		200	200	200	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10 以上	11	—	—	100	100	100			
			1～10		—	—	—	180	180			
			0.5～1		—	—	—	150	150			
			0.5 未満		—	—	—	180	180			
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10 以上	11	160	160	100	100	100			
			4～10		170	170	150	130	130			
			1～4		170	170	150	130	130			
			0.5～1		170	170	170	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
7	①	排脱付石油加熱炉	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1～4		180	170	150	130	130			
			0.5～1		190	190	190	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	②	エチレン分解炉	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1～4		180	180	150	130	130			
			0.5～1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	③	エチレン分解炉 (炉末式バーナー)	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1～4		280	280	150	130	130			
			0.5～1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	④	エチレン独立過熱炉、メタノール改質炉	10 以上	6	170	170	100	100	100			
			4～10		180	180	100	100	100			
			1～4		180	170	150	130	130			
			0.5～1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			

注 金属溶解炉のうち、キューボラは適用されない。

※ 熱源として電気を使用するものを除く。

令別表第1項番号	細番号	施設名※	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
					～	S48. 8. 10 ～ S48. 8. 9	S50. 12. 10 ～ S50. 12. 9	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S59. 9. 9	S59. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～
7	⑤	エチレン独立加熱炉、 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10 以上	6	170	170	100	100	100			
			4～10		430	430	100	100	100			
			1～4		180	180	150	130	130			
			0.5～1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	⑥	アンモニア改質炉	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1～4		180	170	150	130	130			
			0.5～1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
	⑦	石油加熱炉 (①～⑥以外)	4 以上	6	170	170	100	100	100			
			1～4		180	170	150	130	130			
			0.5～1		180	180	180	150	150			
			0.5 未満		200	200	200	180	180			
8		触媒再生塔	—	6	300	300	300	300	250			
8 2		燃焼炉	—	8	300	300	300	300	250			
9	①	石灰焼成炉 〔ガス燃焼ロータリー キルン〕	—	15	300	300	300	300	250			
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10 以上	10	—	—	250	250	250			
			10 未満		—	—	—	350	350			
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10 以上	10	480	480	250	250	250			
			10 未満		480	480	480	350	350			
	④	耐火物原料、耐火レン ガ製造用焼成炉	—	18	450	450	450	450	400			
	⑤	板ガラス、ガラス繊維 製造用溶融炉	—	15	400	400	400	400	360 注			
	⑥	フリット、光学ガラス、 電気ガラス製造用溶融 炉 (⑦以外)	—	16	900	900	900	900	800			
	⑦	フリット、光学ガラス、 電気ガラス製造用溶融 炉 (専ら酸素を用いて 燃焼)	—	O _s	800	800	800	800	—			
				16	—	—	—	—	800 注			
	⑧	その他ガラス製造用溶 融炉	—	15	500	500	500	500	450 注			
	⑨	その他焼成炉、溶融炉	—	15	200	200	200	200	180			

注 専ら酸素を用いて燃焼をしている施設については、標準酸素濃度補正式は、 $C = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s \cdot \frac{1}{4}$ を用いる。

※ 熱源として電気を使用するものを除く。

令別表第1項番号	細番号	施設名※	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
					～	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S59. 9. 10	S62. 4. 1
					S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6. 17	S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3. 31	～
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)	—	6	200	200	200	200	180			
	②	硫酸カリウム製造 用反応炉	—	6	250	250	250	250	180			
	③	硫酸製造用反応炉 (NO _x 触媒)	—	15 (6)	700	700	700	700	180			
11		乾燥炉	—	16	250	250	250	250	230			
13	①	浮遊回転燃焼式焼 却炉 (連続炉)	4 以上 4 未満	12	900	900	900	450	450			
					900	900	900	900	450			
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4 以上 4 未満	12	300	300	300	250	250			
					900	900	900	900	700			
	③	廃棄物焼却炉 (連続 炉①、②以外)	4 以上 4 未満	12	300	300	300	250	250			
					300	300	300	300	250			
14	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4 以上	12	—	—	—	250	250			
	①	銅、鉛、亜鉛精錬用 焙焼炉	—	14	250	250	250	250	220			
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用 焼結炉	—	15	300	300	300	300	220			
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用 溶鉱炉 (④、⑤以外)	—	15	120	120	120	120	100			
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉 のうち鉱滓処理炉 (石炭又はコーク スを燃料及び還元 剤とするもの)	—	15	450	450	450	450	450			
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉 のうち立型蒸溜炉	—	15	230	230	230	230	100			

注 1 硫酸製造反応炉 (NO_x触媒) の O_n のうち () は、昭和 54 年 8 月 10 日以後設置されたものに適用される。

2 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※ 熱源として電気を使用するものを除く。

令別表第1項番号	細番号	施設名※	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日							
					～	S48. 8. 10	S50. 12. 10	S52. 6. 18	S54. 8. 10	S58. 9. 10	S59. 9. 10	S62. 4. 1
					～ S48. 8. 9	～ S50. 12. 9	～ S52. 6. 17	～ S54. 8. 9	～ S58. 9. 9	～ S59. 9. 9	～ S62. 3. 31	～
14	⑥	溶解炉 (⑦～⑨以外)	—	12	200	200	200	200	180			
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)	—	12	330	330	330	330	330			
	⑧	亜鉛精錬用溶解炉のうち亜鉛・カドミウム精留炉 (LPG、COG 燃焼)	—	12	200	200	200	200	180			
	⑨	亜鉛精錬用溶解炉のうち回転式亜鉛滓処理炉	—	12	200	200	200	200	180			
	⑩	乾燥炉	—	16	200	200	200	200	180			
18		活性炭製造用反応炉	—	6	200	200	200	200	180			
21	①	りん等製造用焼成炉	—	15	200	200	200	200	180			
	②	りん等製造用溶解炉	—	15	650	650	650	650	600			
23	①	トリポリりん酸ナトリウム製造用焼成炉	—	15	200	200	200	200	180			
	②	トリポリりん酸ナトリウム製造用乾燥炉	—	16	200	200	200	200	180			
24		鉛二次精錬等用溶解炉	—	12	200	200	200	200	180			
25		鉛蓄電池製造用溶解炉	—	12	200	200	200	200	180			
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉 (②を除く)	—	12	200	200	200	200	180			
	②	鉛酸化物製造用溶解炉	—	O _s	200	200	200	200	180			
	③	反射炉	—	15	200	200	200	200	180			
	④	反応炉 (⑤を除く)	—	6	200	200	200	200	180			
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉	—	O _s	200	200	200	200	180			

※ 熱源として電気を使用するものを除く。

令別表第1項番号	細番号	施設名※	規模 (万㎡/時)	O _n (%)	設 置 年 月 日									
					～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S63. 1. 31	S63. 2. 1 ～ H1. 7. 31	H1. 8. 1 ～ H3. 1. 31	H3. 2. 1 ～ H6. 1. 31	H6. 2. 1 ～	
27		硝酸製造施設	—	O _s	200	200	200	200	200					
28	①	コークス炉 (オットー式)	10 以上	7	—	—	200	170	170					
			10 未満		—	—	—	170	170					
	②	コークス炉 (①以外)	10 以上	7	350	350	200	170	170					
			10 未満		350	350	350	170	170					
29	①	ガスタービン (ガス専燃) (非常用を除く)	4. 5 以上	16	当分の間適用猶予					70				
			4. 5 未満		当分の間適用猶予					90	70			
	②	ガスタービン (液体燃焼) (非常用を除く)	4. 5 以上	16	当分の間適用猶予					100		70		
			4. 5 未満		当分の間適用猶予					120	100	70		
30		ディーゼル機関 (非常用を除く)	シリンダー 内径 400mm 以上	13	当分の間適用猶予					1, 600	1, 400	1, 200		
			シリンダー 内径 400mm 未満		当分の間適用猶予					950				
31		ガス機関 (非常用を除く)	—	0	2, 000					2, 000		1, 000	600	
32		ガソリン機関 (非常用を除く)	—	0	2, 000					2, 000		1, 000	600	

※ 熱源として電気を使用するものを除く。

ｂ－２ 窒素酸化物の排出基準（法第３条、施行規則第５条、昭和６０年総理府令第３１号）
（小型ボイラー）

ppm (cm³/m³)

令別表第1項番号	細番号	施設名	規模 (万m ³ /時)	O _n (%)	設置年月日			備考
					～ S60. 9. 9	S60. 9. 10 ～ H2. 9. 9	H2. 9. 10 ～	
1	①	ガス専燃ボイラー		5	－	－	－	当分の間、 基準を適用 しない。
	②	軽質液体燃料専燃ボイラー						
	③	ガス及び軽質液体燃料の混燃ボイラー						
	④	固体燃焼ボイラー		6	－	350	350	
	⑤	液体燃焼ボイラー (軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるもの (固体燃料を燃焼させるものを除く。))		4	－	260 注5	260	

注１ 小型ボイラーとは、伝熱面積が10㎡未満のものをいう。

２ O_nとは、排出ガス中の標準の残存酸素濃度をいう。

３ (換算窒素酸化物濃度) = (測定窒素酸化物濃度) × $\frac{21-O_n}{21-(\text{測定酸素濃度})}$

４ 軽質液体燃料とは、灯油、軽油、A重油をいう。

５ 当分の間、300ppmとする。

(イ) 県条例／有害物質の排出基準（県条例第6条、施行規則第9条）

(その1)

施 行 規 則 別 表 第 1 項 番 号	施 設 名		有 害 物 質 の 種 類	排 出 基 準 (mg/m³)	
10	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの	硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するも	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0
		ほたる石又はけいふっ素ナトリウムを使用するも	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
		酸化鉛を使用するもの	鉛及びその化合物	鉛として	20
13	電気炉（製銑、製鋼又は合金鉄の製造の用に供するもの）		カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	カドミウムとして 鉛として	0.4 4.0
16	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	カドミウムとして 鉛として	1.0 10
	焼結炉、溶鋳炉		カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物	カドミウムとして 鉛として	1.0 30
17	乾燥施設		カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	1.0
18 19 20 21	塩素急速冷却施設、溶解槽、反応炉、塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設		塩 素 塩化水素	30 80	
22	電解炉のうち有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるも		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	3.0
	電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	1.0
23	反応施設のうち過りん酸石灰又は重過りん酸石灰の製造の用に供するもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	15
	反応施設のうちに前項以外のもの及び濃縮施		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
	焼成炉		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	20
	溶解炉のうちりん酸質肥料の製造の用に供するもの	電気炉	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	15
		平 炉	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	20
	溶解炉のうち前項以外のもの		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
24	凝縮施設、吸収施設、蒸留施設		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	ふっ素として	10
25	反応施設、乾燥炉、焼成炉				
26 27 28	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設		鉛及びその化合物	鉛として	10
29	コークス炉		ベンゼン	60	
30	製膜施設、製糸施設		硫化水素 二硫化炭素	75 1,350	
31	蒸解施設、濃縮施設、薬品回収施設		硫化水素	75	
32	熱処理施設		シアン及びその化合物	シアン化水素として	6.0
33 34	蒸絨施設 乾燥施設		ホルムアルデヒド	7.0	

(その2)

規則別表第1 の項番号	施設名	排出基準 (単位 mg/m ³) ※この項のみ 25℃ 1 気圧における体積を適用
35	イ 塗料の製造用混合施設、溶解施設、調整施設 ロ 接着剤製造用反応施設、混合施設、溶解施設、調整施設 ハ 接着テープ・フィルム製造用混合施設、溶解施設、乾燥施設、焼付施設 ニ ゴム・ゴム製品製造用吹付け塗装施設、乾燥施設 ホ 油脂・油脂製品製造用抽出施設、蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工用脱脂施設 ト 上記以外の化学工業品石油製品製造用蒸発施設、濃縮施設、混合施設、溶解施設	容量比換算値 (cm³/m³) ベンゼン 160 [50] トルエン 380 [100] キシレン 650 [150] ノルマルヘキサン 350 [100] シクロヘキサン 520 [150] トリクロロエチレン 540 [100] テトラクロロエチレン 680 [100] メチルアルコール 260 [200] 酢酸エチルエステル 1,440 [400] 酢酸ブチルエステル 950 [200] メチルエチルケトン 590 [200] 2 種類以上の有害物質を排出する場合は、上記物質ごとの量のほか、次式に適合する量 $\frac{D_a + D_b + \dots + D_z}{S_m} \leq 1$ D_a : a 物質の量 (cm³/m³) D_b : b 物質の量 (cm³/m³) D_z : z 物質の量 (cm³/m³) S_m : a 物質、b 物質又は z 物質の規制基準として定められた量を容量比に換算した最大の量 (cm³/m³) 注) 混合率が 10% 以下の物質については、計算に入れないものとする。
規則別表第1 の項番号	施設名	排出基準 (mg/m ³)
36	ベンゼン処理施設	ベンゼン 30
37 38 39 40	塗装用乾燥施設 フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造用反応施設及び乾燥施設 (34の項に掲げるものを除く。) 研磨布紙の製造用塗工施設及び乾燥施設 シェルモールド中子造型施設	ホルムアルデヒド 30
41 42	塗工コーター施設 脱脂・洗浄施設 (トリクロロエチレンを使用)	トリクロロエチレン 300
43	脱脂・洗浄施設 (テトラクロロエチレンを使用)	テトラクロロエチレン 300
44 45 46 47	脱脂・洗浄施設 (ジクロロメタンを使用) ウレタン製造用発泡施設 接着剤塗布施設 延伸施設	ジクロロメタン 200
48 49	ウレタンフォーム製造用反応施設及び蒸発施設 合成樹脂の製造用反応施設及び蒸発施設	アクリロニトリル 90
50 51	エチレンカーボネイト製造用反応施設 滅菌施設	酸化エチレン 90

(ウ) 指定物質

a 指定物質 (法附則第9項、施行令附則第3項)

- 一 ベンゼン
- 二 トリクロロエチレン
- 三 テトラクロロエチレン

b 指定物質抑制基準

(法附則第9項、施行令附則第4項、平成9年2月6日環境庁告示第5、6号)

施行令 別表 6 番 号	指定物質	指定物質排出施設	施設の種類	施設の規模 (排ガス量 m ³ /時) 又は対象物質	指定物質抑制基準 (mg/m ³)	
					施設の設置年月日	
					平成 9 年 3 月 31 日以前	平成 9 年 4 月 1 日以後
1	ベンゼン	ベンゼン（濃度が体積百分率 60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1,000m ³ /時以上のものの。	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの。	3,000 以上	100	50
				1,000～3,000	200	100
2		原料の処理能力が 20t/日以上のコークス炉	平成 9 年 4 月 1 日において現に設置されていた施設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。	—	100	100
3		ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの。	1,000 以上	200	100
4		ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。	—	100	50
5		ベンゼンの貯蔵タンクであって容量が 500kL 以上のものの。	浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。以下同じ。	平成 9 年 4 月 1 日に現に設置されていた施設については 1,000kL 以上	1,500	600
6		ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1t/時以上のもの（密閉式のものを除く。）。	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。	3,000 以上	100	50
				1,000～3,000	200	100

施行令 別表 6 番 号	指定物質	指定物質排出施設	施設の種類	施設の規模 (排ガス量 m³/時) 又は対象物質	指定物質抑制基準 (mg/m³)	
					施設の設置年月日	
					平成 9 年 3 月 31 日以前	平成 9 年 4 月 1 日以後
7	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1,000m³/時以上のもの。	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるもの。	トリクロロエチレン	500	300
				テトラクロロエチレン	500	300
8		トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が 5kL 以上のもの（密閉式のものを除く。）。	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を使用するもの。	トリクロロエチレン	500	300
				テトラクロロエチレン	500	300
9		トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの。	トリクロロエチレン	300	150
				テトラクロロエチレン	300	150
10		トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であってトリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3㎡以上のもの。	トリクロロエチレン等により洗浄するもの。	トリクロロエチレン	500	300
				テトラクロロエチレン	500	300
11		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が 30kg/回以上のもの。	密閉式のものを除く。	テトラクロロエチレン	500

(エ) 窒素酸化物に係る指導

a 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領（平成 18 年 4 月 1 日施行）

指導対象 工場・ 事業場	指 導 対 象 施 設	指 導 内 容	
		新增施設 (昭和 58 年 6 月 15 日以後に設置さ れるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和 58 年 6 月 14 日までに設置さ れたばい煙発生施設)
大気指定 工場等 (県条例 施行規則 第 26 条)	法第 2 条第 2 項に規定 するばい煙 発生施設 ^注	1 法施行規則第 5 条及び別表第 3 の 2 に定める窒素酸化物の排出基準の 20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2 1 の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1 の規定による濃度の低減を限度とする。	法施行規則第 5 条及び別表第 3 の 2 に定める窒素酸化物の排出基準(昭和 60 年 3 月 31 日において当該施設に適用される基準)の 5 %以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。

注 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする（平成 18 年 3 月 29 日付け 17 大気号外）。

b ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針
(平成 7 年 4 月 1 日施行、平成 18 年 4 月 1 日改正施行)

指導対象施設	指 導 内 容
常用のディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関 (名古屋市内の工場・事業場に設置される施設を除く。)	1 窒素酸化物排出濃度は、別表に掲げる指導目標値以下とする。 なお、指導目標値が満足できない場合は、他施設により窒素酸化物の低減対策をとる。 また、排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短く、稼働時期を十分配慮する。 2 排出口の高さは、原則として有効煙突高を 15m 以上とする。 3 ばい煙測定のための測定口及び液体燃料を使用するものにあっては、燃料の採取箇所を設ける。 4 ガス、A 重油等の良質燃料を極力使用する。

窒素酸化物指導目標値

施設の種類	設置年月日		昭和 62 年 7 月 13 日以降 平成 7 年 3 月 31 日までに設置	平成 7 年 4 月 1 日以降に設置
	規模 (L/時)		目標値 (ppm)	目標値 (ppm)
ディーゼル機関	200 以上		500	200
	50 以上 200 未満		500	400 (注)
ガスタービン	ガス専焼	50 以上	50	35
	液体専焼	50 以上	100	50
ガス機関	50 以上		500	200
	35 以上 50 未満		—	200
ガソリン機関	35 以上		—	200

備考 1 重油以外の燃料の重油換算量は、液体燃料 10L 又は気体燃料 16m³ がそれぞれ重油 10L に相当するものとして算出する。

なお、平成 7 年 4 月 1 日以降に設置されるガス機関及びガソリン機関で使用される気体燃料についての重油換算量は、次の換算式により算出する。

(換算式) 重油換算値 (L/時) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (m³/時)

換算係数 = 気体燃料の発熱量 (kJ/m³) / 重油の発熱量 (kJ/L)

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、40,186.08kJ/L とする。

2 この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物濃度とする。

$$C = C_s \times \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C : 窒素酸化物濃度 (単位 : ppm)

C_s : 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (単位 : ppm)

O_n : ディーゼル機関は 13、ガスタービンは 16、その他は 0 とする。

なお、平成 7 年 3 月 31 日以前に設置された施設は、 $O_n = O_s$ とする。

O_s : 排ガス中の酸素濃度 (%)

(注) 平成 18 年 10 月 1 日以降に設置される燃料の燃焼能力が 50L/時未満のディーゼル機関 (以下「小型ディーゼル機関」という。) については、一の事業所に小型ディーゼル機関が 2 以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算 50L/時以上となるものについて、窒素酸化物に係る指導目標値 (400ppm) を適用する。

カ ばい煙に係る施設の基準（県条例第 24 条、施行規則第 22 条）

項番号	施 設 名	対 象 規 模	基 準
1	金属の精製又は鑄造用の溶解炉 （炉床非伝導式直接弧光炉に限る。）	変圧器定格容量 200kVA 以上	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	乾燥炉 （骨材乾燥炉に限る。）	バーナー能力が重油換算 50L/時以上	ろ過式集じん装置の設置若しくは高性能湿式集じん装置の設置、又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	電気炉 （製鋼又は合金鉄の製造用に限る。）	変圧器定格容量 1,000kVA 以上	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注 1 項番号とは、県条例施行規則別表第 11 の項番号をいう。

2 ろ過式集じん装置とは、バグフィルターをいい、高性能湿式集じん装置とは、主にベンチュリースクラバー又はジェットスクラバー等をいう。

キ ばい煙の測定頻度（法第 16 条、施行規則第 15 条）、（県条例第 23 条、施行規則第 21 条）

物質	法 〔排出基準、総量規制基準が定められ、その適用を受ける物質に限る。〕	県条例		
	ばい煙発生施設の区分	測定時期	ばい煙発生施設の区分	測定時期
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が 10m ³ /時以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	—	—
	上記施設で硫黄酸化物に係る特定工場等に設置されている施設	常時		
ばいじん	排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上の施設 (注 1)	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 (注 3・注 4)	ばいじんに係る全施設	年 1 回以上 〔リンゲルマン濃度表を用いる場合は、7 日を超えない作業期間ごとに 1 回以上〕 (注 3・注 4)
	排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満の施設 (注 2)	年 2 回以上 (注 3・注 4・注 5)		
窒素酸化物	排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 (注 4)	—	—
	排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満の施設	年 2 回以上 (注 4・注 5)		
(窒素酸化物を除外する有害物質)	排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上の施設	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 〔検知管法による場合〕合は月 1 回以上
	排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満の施設	年 2 回以上 (注 5)	排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満の施設	年 2 回以上 〔検知管法による場合〕合は月 1 回以上
記録保存	測定した結果は、様式第 7 によるばい煙量等測定記録表により記録し、3 年間保存する。 (注 6・注 7・注 8)		測定した結果は、様式第 25 によるばい煙濃度測定記録表により記録し、3 年間保存する。 (注 6・注 8)	

注 1 廃棄物焼却炉については、焼却能力が 4t/時以上の施設

2 廃棄物焼却炉については、焼却能力が 4t/時未満の施設

3 ガス専燃のボイラー、ガスタービン及びガス機関については 1 回/5 年以上とする。

4 ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって水素の製造能力が 1,000m³/h 未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器については、1 回/5 年以上とする。

5 6 月/年以上継続休止する季節稼働施設等については、1 回/年以上とする。

6 当該測定に係る測定者の氏名、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙濃度の測定結果について、計量法に基づく計量証明を受けた場合には、様式第 7（法）又は様式第 25（県条例）による記録に代えることができる。

7 常時測定の結果を記録する場合は、任意の様式で、測定年月日、測定箇所、測定方法及び施設の使用状況を併せて記録する。

8 測定結果の記録は、測定記録表に係る電磁的記録により行うことができる。

(2) 揮発性有機化合物 (VOC : Volatile Organic Compounds)

ア 揮発性有機化合物としての規制対象物質 (法第2条、施行令第2条の2)

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物 (以下の8物質を除く。)

○ 揮発性有機化合物から除かれる物質

- 一 メタン
- 二 クロロジフルオロメタン (別名 HCFC-22)
- 三 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (別名 HCFC-124)
- 四 1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名 HCFC-141b)
- 五 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (別名 HCFC-142b)
- 六 3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225ca)
- 七 1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (別名 HCFC-225cb)
- 八 1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン (別名 HFC-43-10mee)

イ 揮発性有機化合物排出施設 (法第2条、施行令第2条の3)

項番号	揮発性有機化合物排出施設	対 象 規 模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力 (送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。) が 3,000m ³ /時以上のもの
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料 (合成樹脂を積層するものに限る。) の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く。)	容量が 1,000kL 以上のもの

注 項番号とは、法施行令別表第1の2の項番号をいう。

ウ 揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準（法第 17 条の 4、施行規則第 15 条の 2）

項番号	揮発性有機化合物排出施設		排出基準 (ppmC ^(注 1))
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設		600
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車の製造の用に供するもの	400 ^(注 2)
		その他のもの	700
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000
		その他のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設		1,400
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）		1,400
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）		400
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）		700
8	工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）		400
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8℃において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）		60,000 ^(注 3)

注 1 「ppmC」とは、ppm にその物質の炭素数を乗じて算出したものである。（例：トルエン（ C_7H_8 ）100ppm であれば炭素数 7 であるので $100 \times 7 = 700\text{ppmC}$ ）

2 既設の施設（平成 18 年 4 月 1 日現在で設置、又は設置の工事が着手されているものを含む。）については、排出基準は平成 22 年 4 月 1 日から当分の間、700ppmC とする。

3 既設の施設（平成 18 年 4 月 1 日現在で設置、又は設置の工事が着手されているものを含む。）については、排出基準は平成 22 年 4 月 1 日から当分の間、容量が 2,000kL 以上のものについて適用する。

エ 揮発性有機化合物排出施設に係る濃度の測定
（法第 17 条の 12、施行規則第 15 条の 3）

項 目		内 容
測定方法		環境大臣が定める測定法
測 定	測定時期	年 1 回以上
	記録保存 ^(注)	3 年間保存する。

注 測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定方法並びに施設の使用状況を記録する。

(3) 粉じん

ア 特定粉じん

(ア) 特定粉じん等の定義（法第 2 条、同第 18 条の 15、同第 18 条の 17、施行令第 2 条の 4、同第 3 条の 3、同第 3 条の 4、第 10 条の 2）

項 目	内 容
特定粉じん	石綿
特定建築材料	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料
特定粉じん排出等作業	1 特定建築材料が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という）を解体する作業 2 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
解体等工事	建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる次の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴う建設工事 1 吹付け石綿 2 石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材

(イ) 解体等工事に係る事前調査の実施（法第 18 条の 15、施行規則第 16 条の 5 から第 16 条の 11 まで）

項 目	内 容
調査の義務	解体等工事の元請業者及び自主施工者が調査を実施する。解体等工事の発注者は、適正な費用負担等により調査に協力する。
調査の方法	解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査を行う。これらの調査で特定工事が明らかにならなかったときは、分析による調査を行う（特定工事とみなして措置を講ずる場合を除く）。 ※ 建築物の解体等工事について、当該調査を適切に行うために、必要な知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習修了者等）に行わせる必要がある。（自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く）が軽微な建築工事を施工する場合は除く。）（令和 5 年 10 月 1 日以降適用）
発注者への調査結果の説明	方法：元請業者が発注者に書面を交付して説明する。（自主施工者は説明不要） 内容：調査終了年月日、調査方法、調査結果等について説明する。当該解体等工事が特定工事に該当するときは、特定建築材料の種類・箇所・面積、特定粉じん排出等作業の種類・実施期間・方法、現場責任者の氏名及び連絡場所、特定粉じん排出等作業の工程の概要等についても説明する。特に、届出対象特定工事に該当するときは、下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人現場責任者の氏名及び連絡場所、作業対象建築物等の概要・配置図・付近の状況等についても盛り込む。 （令和 5 年 10 月 1 日以降は、全ての解体等工事において、調査者の氏名と必要な知識を有することを明らかにする事項を盛り込む。） 時期：解体等工事の開始の日までに行う。（届出対象特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業開始の日の 14 日前まで）

項 目	内 容
調査の記録等	記録内容：発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の名前、解体等工事場所、解体等工事の名称及び概要、調査終了年月日、調査方法、建築物等の設置工事着手年月日、建築物等の概要、改造・補修対象部分、分析調査時の調査箇所並びに調査実施者の氏名及び所属する機関又は法人の名称、調査結果とその根拠等について記録する。 (令和5年10月1日以降は、調査者の氏名と必要な知識を有することを明らかにする書類の写しを含める。) 記録の保存：元請業者及び自主施工者は、調査結果記録を作成し、工事現場に据え置き、また、解体等工事終了から3年間保存する。元請業者においては、発注者に説明した書面の写しも、解体等工事終了から3年間保存する。
調査結果の掲示	方法：長さ 42.0cm・幅 29.7cm 以上又は長さ 29.7cm・幅 42.0cm 以上の掲示板を公衆に見やすい場所に設けることによる。(日本産業規格 A 3 以上) 内容：元請業者又は自主施工者の氏名(名称)・住所、法人にあっては代表者氏名、調査終了年月日、調査方法、特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類を記載する。
調査結果の報告	対象者：解体等工事の元請業者及び自主施工者が、原則「石綿事前調査結果報告システム」(https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/)により報告する。 対象工事：床面積合計 80㎡以上の建築物解体工事、請負代金合計額 100 万円以上の建築物及び工作物(特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る)の改造・補修工事について、報告を実施する。 内容：発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、調査終了年月日、解体等工事場所、解体等工事の名称及び概要、建築物等の設置工事着手年月日、建築物等の概要、分析調査時の調査箇所並びに調査実施者の氏名及び所属する機関又は法人の名称、解体等工事実施期間、工事床面積若しくは工事請負代金合計額(対象となる項目のみ)、建築材料の種類、調査結果とその根拠等、特定工事に該当する場合の特定粉じん排出等作業の開始時期について報告する。 (令和5年10月1日以降は、調査者の氏名と必要な知識を有することを明らかにする事項を盛り込む。)

(ウ) 特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第 18 条の 17、施行令第 10 条の 2、施行規則第 10 条の 4)

届出対象特定工事について、次のとおり届出を実施する。

項 目	内 容
届出の義務	解体等工事の発注者及び自主施工者が届け出る。
届出の内容	発注者及び自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、特定工事の場所、特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積、特定粉じん排出等作業の種類・実施期間・方法、元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等について届出し、特定工事対象建築物等の概要等が把握できる図面、工程の概要等を添付する。
届出の時期	特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに届け出る。

(エ) 届出対象特定工事に係る特定建築材料の除去等の方法(法第 18 条の 19、施行規則第 16 条の 12 から第 16 条の 14 まで)

元請業者、自主施工者又は下請負人は、届出対象特定工事において、次の方法により特定粉じん排出等作業を実施する。

措 置	方 法
特定建築材料の建築物等からの除去	イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す。 ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において日本産業規格 Z 8122 に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する。 ハ ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法を実施する。
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行う。その際に、作業場所を他の場所から隔離し、作業を行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格 Z 8122 に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する（切断、破砕等を伴わない吹付け石綿の囲い込み、切断、破砕等を伴わない石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み又は封じ込めを除く）。

(オ) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準（法第 18 条の 14、法第 18 条の 22、法第 18 条の 23、施行規則第 16 条の 4）

a 作業計画

元請業者又は自主施工者により、特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項等を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、計画に基づき作業を行う。

イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 特定工事の場所

ハ 特定粉じん排出等作業の種類

ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

ト 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

チ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

リ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

ヌ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

b 特定粉じん排出等作業実施に係る掲示板の設置

見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した長さ 42.0cm・幅 29.7cm 以上又は長さ 29.7cm・幅 42.0cm 以上の掲示板を設ける。

イ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ロ 届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日及び届出先

ハ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ 特定粉じん排出等作業の方法

c 元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事の施行の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存する。

d 元請業者は、各下請負人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われていることを確認する。

e 元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去等完了後に、除去等が確実に実施されたか確認を適切に行うために必要な知識を有する者（石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等）に目視により当該確認を行わせる。

f a から e のほか、作業の種類ごとに下表のとおり実施する。

番号	作 業 の 種 類	作 業 基 準
1	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（2又は5に掲げる作業を除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 8122 に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（5に掲げる作業を除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体又は改造、補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5に掲げる作業を除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を特に当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体又は改造、補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。右欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1から3まで及び5に掲げる作業を除く。）	次に掲げる事項を遵守しえ作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造、補修する作業の性質上適さないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、石綿含有けい酸カルシウム板第一種については、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造、補修する作業の性質上適さないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

番号	作 業 の 種 類	作 業 基 準
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造、補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の右欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

(カ) 作業基準の遵守義務等（法第18条の20、法第18条の22）

- 元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。
- 元請業者は、各下請負人が特定粉じん排出等作業を適切に行うように、施工の分担関係に応じた指導に努めなければならない。

(キ) 特定粉じん排出等作業の結果の報告等（法第18条の23、施行規則第16条の16、同第16条の17）

項 目	内 容
作業結果の報告	元請業者は、特定粉じん排出等作業完了時、作業結果を遅滞なく発注者に書面で報告する。（自主施工者は報告不要）
報告の内容	作業完了年月日、実施状況の概要、完了確認を行った者の氏名及び当該者が確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項について報告する。
作業実施の記録	元請業者及び自主施工者は、特定粉じん排出等作業完了時、作業結果報告の内容等に関して記録を作成し、完了確認者の知識を有することを証する書類を添付する。
記録の内容	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所、発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、特定工事の場所、特定粉じん排出等作業の種類、作業実施期間、作業完了後の確認年月日・結果（確認結果に基づいて再度特定建築材料の除去等の措置を講じた場合はその内容を含む。）・実施者氏名、隔離を行った際の機器等の確認年月日・方法・結果（確認結果に基づいて補修等講じた場合はその内容を含む。）・実施者の氏名
報告、記録の保存	作業結果報告の書面の写し及び作業実施記録は、特定工事終了から3年間保存する。

イ 一般粉じん（法）及び粉じん（県条例）

（ア）一般粉じん発生施設（法）及び粉じん発生施設（県条例）

（法第2条、施行令第3条）、（県条例第2条、施行規則第5条）

項番号		一般粉じん発生施設（法）	対 象 規 模	
法	県条例	粉じん発生施設（県条例）	法	県条例
1	1	コークス炉	原料の処理能力 50t/日以上	同左 20t/日以上
2	—	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ）又は土石の堆積場	面積 1,000m ² 以上	—
—	2	鉱物、土石又はチップの堆積場	—	面積 500m ² 以上
3	—	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅 75cm 以上 又は バケットの内容積 0.03m ³ 以上	—
—	3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	—	ベルトの幅 50cm 以上 又は バケットの内容積 0.01m ³ 以上
4	—	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 75kW 以上	—
—	4	破砕機、粉砕機、摩砕機及び研磨機（湿式のものと及び密閉式のものを除く）	—	原動機の定格出力 破砕機、摩砕機 15kW 以上 粉砕機、研磨機 3.75kW 以上
5	—	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 15kW 以上	—
—	5	ふるい（湿式のものと及び密閉式のものを除く）	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
—	6	打綿機及び混打綿機	—	原動機の定格出力 5kW 以上
—	7	チップパー及び碎木機	—	原動機の定格出力 15kW 以上
—	8	吹付け塗装機	—	吹付け能力 30L/時以上

注1 一般粉じんとは特定粉じん以外の粉じんをいう。

2 項番号とは、法では施行令別表第2の項番号、県条例では施行規則別表第2の項番号をいう。

3 規制対象となる一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設は、法では工場・事業場に設置されるもの、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第2条第9項及び同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設並びに鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く。

(イ) 一般粉じん発生施設(法)及び粉じん発生施設(県条例)の構造並びに使用及び管理に関する基準

a 一般粉じん発生施設（**法第18条の3**、施行規則第16条）

項番号	施設名	法
1	コークス炉	1 装炭作業…無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業…ガイド車にフードを設置し及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 ただし、ガイド車にフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業…消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを 含み、石綿を除く。以下同じ）、土 石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	鉱物、土石、セメ ント用 ベルトコンベア バケットコンベ ア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	鉱物、岩石、セメ ント用 破碎機、摩砕機	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
5	鉱物、岩石、セメ ント用 ふるい	3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

b 粉じん発生施設（県条例第 16 条、施行規則第 20 条）

項番号	施 設 名	条 例
1	コークス炉	1 装炭作業…無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業…ガイド車にフードを設置し及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 ただし、ガイド車にフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業…消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ）、土石、チップの堆積場	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はチップを堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	鉱物、土石、セメント、チップ、穀物用ベルトコンベア パケットコンベア	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物を運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第 3 号又は第 4 号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機、粉碎機、摩砕機、研磨機	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい	
6	打綿機、混打綿機	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
7	チップパー、碎木機	
8	吹付け塗装機	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 集じん機が設置されていること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(4) 水銀等

ア 水銀排出施設及び排出基準（法第2条、法第18条の27、施行令第3条の5、施行規則第5条の2、同第16条の17）

項 番 号	項 番 号 等	水銀排出施設		対象規模	O_n (%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
						設置年月日	
						～H30. 3.31	H30. 4.1～
1	1	小型石炭混 焼ボイラー	施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万L未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	ばい煙発生施設と同様 ただし、項番号5の別記1に掲げる施設は、原料の処理能力0.5t/時以上	6	15	10
2		石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、1の項に掲げるものの以外のもの		6	10	8
3	3 ～ 5 及び 14	一次施設	銅 又は 工業金		O_s	30	15
4	3 ～ 5 及び 14		鉛 又は 亜鉛		O_s	50	30
5	3 ～ 5、 14、 24 及び 別記 1	二次施設	銅、 鉛 又は 亜鉛		O_s	400	100
6	3 ～ 5		工業金		O_s	50	30
7	9	セメントの製造の用に供する焼成炉	施行令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの		10	80	50

項 番 号	項 番 号 等	水銀排出施設		対象規模	O_n (%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
						設置年月日	
						～H30. 3. 31	H30. 4. 1～
8	13、 別記2 及び 別記3	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、 産業廃棄物焼却炉、下 水汚泥焼却炉)	・施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・別記2に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。) ・別記3に掲げる施設 (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び9の項に掲げるものを除く。)	火格子面積 2 m^2 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上	12	50	30
9	別記4 及び 別記5	水銀含有汚泥等の焼却炉等	別記4の規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は別記5に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)	(裾切りなし)	12	100	50

別記1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1の3の項

別記2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項

別記3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号

別記4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは同令第6条の5第2号チ

別記5 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)第2条第2項

注1 項番号とは、施行規則別表第3の3の項番号をいう。

2 項番号等とは、施行令別表第1の項番号又は他法令の項番号等をいう。

3 一次精錬の用に供する施設とは、施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精錬の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

4 二次精錬の用に供する施設とは、施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

5 O_n とは、排出ガス中の標準の残存酸素濃度をいう。

6 (換算水銀濃度) = (測定水銀濃度) $\times \frac{21 - O_n}{21 - (\text{測定酸素濃度})}$

7 O_n の欄中 O_s とは、標準酸素濃度への換算を行わないものである。

8 電気を熱源とする施設は、標準酸素濃度への換算を行わない。

9 連続3年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、ガス状水銀の濃度が排出基準を満たすことをもって、排出基準を満たしているものとする(当該期間に構造等の変更届出を行わない場合に限る)。

・粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限値未満であること

・測定結果の年平均値が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの

・測定結果の年平均値が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀濃度が2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満であるもの

10 既存施設とは、平成30年4月1日に現に設置されている施設(設置工事が着手されているものを含む)をいう。

11 7の項に掲げるセメントの製造の用に供する焼成炉であって、原料として使用する石灰石中の水銀含有量が0.05 mg/

kg・月以上であるものは、同水銀含有量が連続した4箇月について0.05 mg/kg・月未満となるまでの間の排出基準は140µg/m³とする。

- 12 既存施設のうち、既存施設の排出基準に適合しないものは、令和2年3月31日（その前に基準適合改修が完了した場合はその日）まで、排出基準を適用しない。
- 13 既存施設であっても、構造等の変更により伝熱面積等の規模が50%以上増加（水銀排出量の増加を伴うもの）した場合は、既存施設の基準は適用しない。

イ 水銀排出施設の水銀濃度の測定頻度（法第18条の35、施行規則第16条の18）

施設区分	測定頻度
イ 排出ガス量が4万m ³ /時以上 (ハ及びニを除く)	4月を超えない作業期間ごとに1回以上
ロ 排出ガス量が4万m ³ /時未満 (ハ及びニを除く)	6月を超えない作業期間ごとに1回以上
ハ 施行規則別表第3の3の3の項及び4の項の施設の うち、専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
ニ 施行規則別表第3の3の5の項の施設のうち、専ら 廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	

注1 連続3年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、粒子状水銀の測定を要しない。ただし、3年を超えない期間に1回以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、いずれかの要件を満たしていることを確認する（当該期間に構造等の変更届出を行わない場合に限る）。

- ・粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限値未満であること
- ・測定結果の年平均値が50µg/m³未満である施設のうち、各測定結果において水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの
- ・測定結果の年平均値が50µg/m³以上である施設のうち、各測定結果において水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀濃度が2.5µg/m³未満であるもの

2 測定結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、3回以上測定し、初回を含めた結果のうち、最大及び最小の値を除く全ての測定値の平均値を、水銀濃度の測定結果とする。

3 測定結果は、様式第7の2による水銀濃度測定記録表により記録し、その記録を3年間保存する。

ウ 要排出抑制施設（法第18条の37、施行令第10条の3）

項番号	対象施設	対象規模	排出基準
1	製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む）	—	—
2	製鋼の用に供する電気炉		

注1 項番号とは、法施行令別表第4の2の項番号をいう。

2 規模要件はない。

3 要排出抑制施設の設置者は、単独で又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録・保存し、その他必要な措置を講じるとともに、措置の実施状況及び評価を公表する。

(5) 炭化水素（県条例第2条、同第16条）

○ 炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準

（県条例第2条、同第16条、施行規則第6条、同第20条）

項番号	炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（日本産業規格K2209に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kL以上であること	1 次のいずれかに該当すること。 イ 浮屋根型の施設であること。 ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。 2 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること。
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40kL以上であること	次の各号のいずれかに該当すること。 1 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。 2 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力が10kL以上であること	1 次のいずれかに該当すること。 イ 浮屋根型の施設であること。 ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあつては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。 2 次のいずれかに該当すること。 イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること。 ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること。

注1 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）をいう。

2 項番号とは、県条例施行規則別表第3の項番号をいう。

(6) ばい煙又は特定物質に関する事故時の措置

ア 特定物質（法第 17 条、法施行令第 10 条）

1 アンモニア	11 アクロレイン	21 二酸化セレン
2 ふっ化水素	12 二酸化硫黄	22 クロルスルホン酸
3 シアン化水素	13 塩素	23 黄りん
4 一酸化炭素	14 二硫化炭素	24 三塩化りん
5 ホルムアルデヒド	15 ベンゼン	25 臭素
6 メタノール	16 ピリジン	26 ニッケルカルボニル
7 硫化水素	17 フェノール	27 五塩化りん
8 りん化水素	18 硫酸・三酸化硫黄	28 メルカプタン
9 塩化水素	19 ふっ化けい素	
10 二酸化窒素	20 ホスゲン	(28 物質)

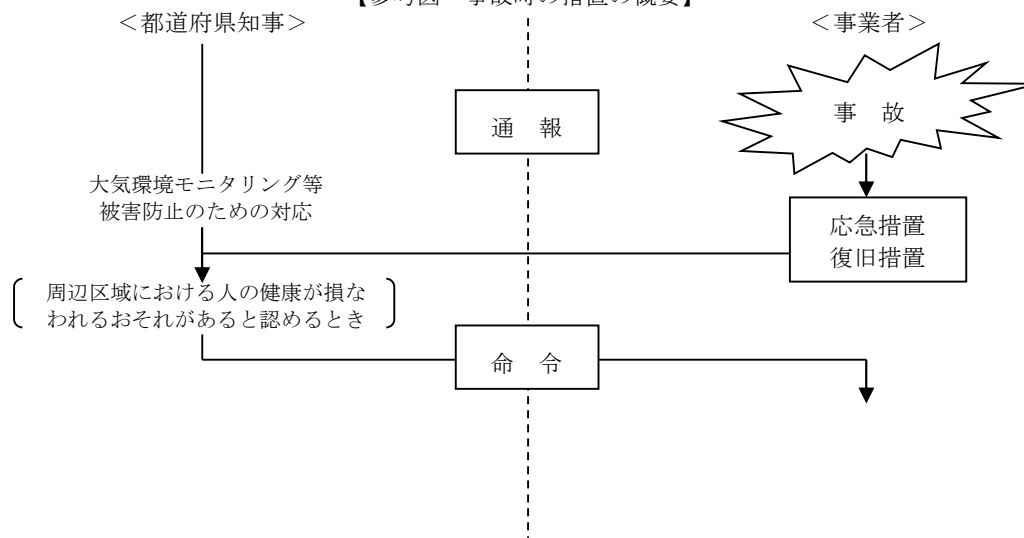
イ 事故時の措置（法第 17 条）

	措置の要件	措置の内容
ばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者	故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出された場合	直ちにその事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。 また、その事故の状況を都道府県知事（政令指定都市及び政令市の場合、当該市長）に通報しなければならない。 ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条第 1 項の規定による通報をした場合は、この限りでない。
都道府県知事（政令指定都市及び政令市の場合、当該市長）	事故に係る工場・事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は、損なわれるおそれがあると認めるとき	当該ばい煙発生施設設置者又は特定施設設置者に対し、その事故の拡大、又は、再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

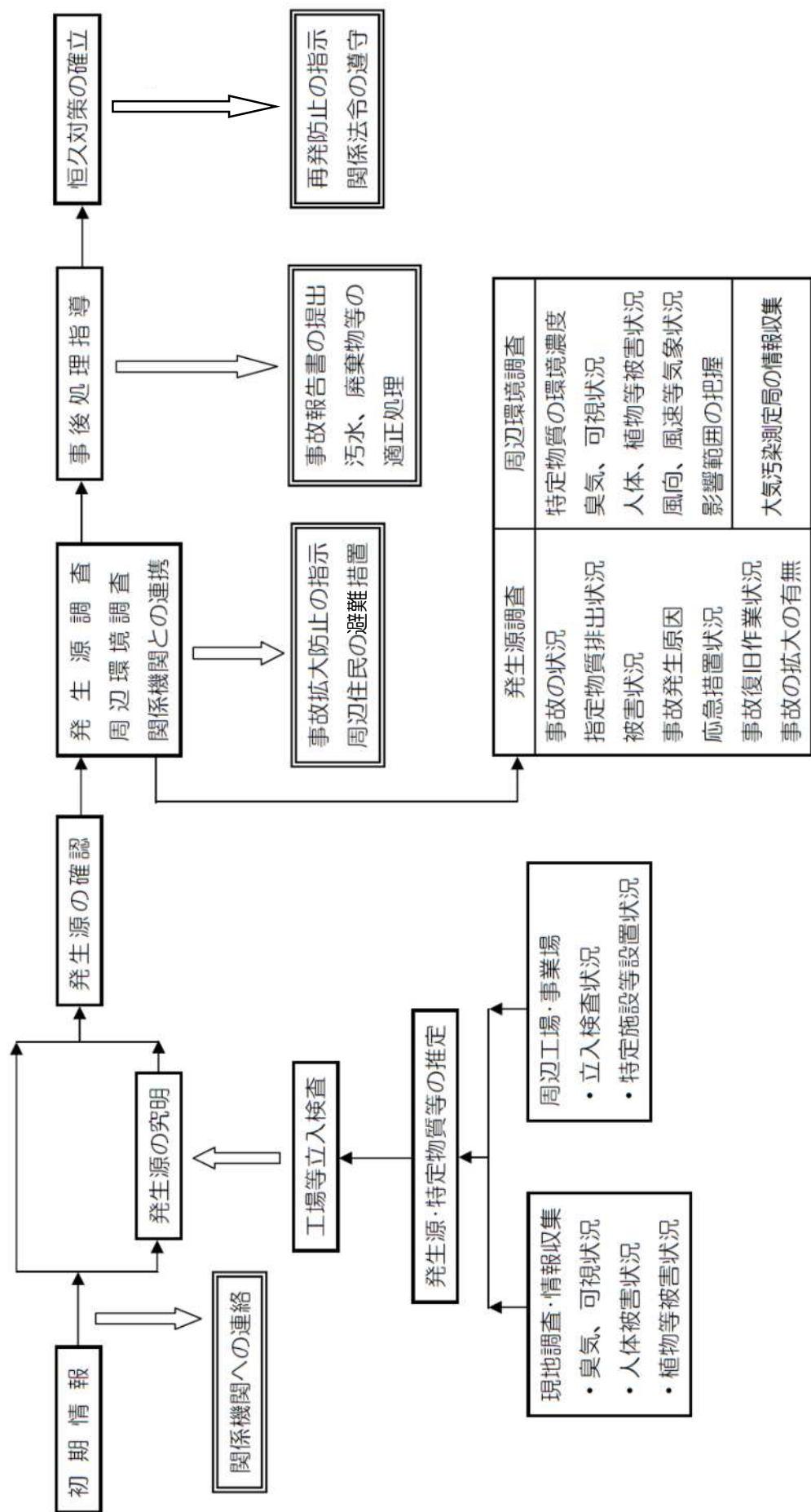
注 1 特定物質とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で、政令で定めたものをいう（燃焼、加圧、堆積（貯蔵）等に伴い発生する物質は特定物質ではない。）。

- 2 特定施設設置者とは、特定物質を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。届出不要）を工場・事業場に設置している者をいう。
- 3 ばい煙発生施設設置者とは、法第 2 条第 2 項に基づくばい煙発生施設（施行令第 2 条別表第 1 の施設）を、工場・事業場に設置している者をいう。

【参考図 事故時の措置の概要】



事故時における対応方法の概要図



(7) 緊急時の措置

ア 法に基づく緊急時の措置（**法第 23 条**、法施行令第 11 条）

(ア) 対象物質

硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、オキシダント（5 物質）

(イ) 対象地域

県内全域

(ウ) 緊急時の要件及び措置

緊急時	物 質	発令の要件（令別表第 5） ^{注 1}	措 置
法第 23 条 第 1 項 ^{注 2}	硫黄酸化物	・ 1 時間値 0.2ppm 以上が 3 時間継続 ・ 1 時間値 0.3ppm 以上が 2 時間継続 ・ 1 時間値 0.5ppm 以上 ・ 1 時間値の 48 時間平均値が 0.15ppm 以上	1 一般に周知させる。 2 ばい煙を排出する者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。 3 揮発性有機化合物を排出し、もしくは飛散させる者に対し、揮発性有機化合物の排出量もしくは飛散量の減少について協力を求める。 4 自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
	浮遊粒子状物質	・ 1 時間値 2.0mg/m ³ 以上が 2 時間継続	
	一酸化炭素	・ 1 時間値 30ppm 以上	
	二酸化窒素	・ 1 時間値 0.5ppm 以上	
	オキシダント	・ 1 時間値 0.12ppm 以上	
法第 23 条 第 2 項 ^{注 3}	硫黄酸化物	・ 1 時間値 0.5ppm 以上が 3 時間継続 ・ 1 時間値 0.7ppm 以上が 2 時間継続	1 ばい煙排出者に対し、ばい煙量もしくはばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置を取ることを命じる。 2 揮発性有機化合物排出者に対し、揮発性有機化合物濃度の減少、揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置を取ることを命じる。 3 県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。
	浮遊粒子状物質	・ 1 時間値 3.0mg/m ³ 以上が 3 時間継続	
	一酸化炭素	・ 1 時間値 50ppm 以上	
	二酸化窒素	・ 1 時間値 1.0ppm 以上	
	オキシダント	・ 1 時間値 0.4ppm 以上	

注 1 気象条件からみて、大気の汚染の状態が継続すると認められるときに発令する。

注 2 「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合」に係る規定

注 3 「人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合」に係る規定

イ 愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱（昭和 49 年 5 月 30 日施行・平成 31 年 4 月 1 日改定）

（ア）対象物質

オキシダント

（イ）対象地域

区域名		対象市町村
①	名古屋	名古屋市
②	尾張北西	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
③	尾張北東	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
④	尾張東	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
⑤	海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
⑥	衣浦	半田市、刈谷市、阿久比町、東浦町、武豊町
⑦	常滑	常滑市
⑧	知多北	東海市、大府市、知多市
⑨	南知多	南知多町、美浜町
⑩	岡崎	岡崎市（都市計画区域内に限る）
⑪	西三河	碧南市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
⑫	豊田	豊田市（都市計画区域内に限る）
⑬	豊橋	豊橋市
⑭	東三河	豊川市、蒲郡市、新城市（都市計画区域内に限る）
⑮	田原	田原市
全 15 区域		51 市町村

（ウ）緊急時の要件及び措置

緊急時の区分	発令の要件	措 置
予 報	1 時間値 0.08ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて注意報等の状態が発生することが予想されるとき。	1 関連工場に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。 2 自動車を使用する者に対し、発令区域内の自動車の運行の自主的制限について協力を求める。 3 VOC 排出者に対し、VOC の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について自主的な協力を求める。
注意報	1 時間値 0.12ppm 以上となり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。	1 関連工場に対し、ばい煙の排出量を 20%程度削減するよう勧告するとともに、その他のばい煙排出者に対し、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求める。 2 自動車を使用する者に対し、発令区域内の自動車の運行の自主的制限について協力を求める。 3 VOC 排出者に対し、VOC の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について自主的な協力を求める。
警 報	1 時間値 0.24ppm 以上となり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。	1 関連工場に対し、ばい煙の排出量を 30%程度削減するよう勧告するとともに、その他のばい煙排出者に対し、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求める。 2 自動車の運行規制について、県警本部長に協力を求めるとともに、自動車を使用する者に対し、発令区域内の自動車の運行の自主的制限について協力を求める。 3 VOC 排出者に対し、VOC の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について自主的な協力を求める。
重大警報	1 時間値 0.40ppm 以上となり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。	1 関連工場に対し、ばい煙の排出量を 40%程度削減し、その他必要な措置をとるべきことを命ずるとともに、その他のばい煙排出者に対し、ばい煙の排出量の自主的制限について協力を求める。 2 自動車の運行規制について、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。 3 VOC 排出者に対し、VOC の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減、その他必要な措置を取るよう要請する。

注 1 「関連工場」とは、光化学スモッグ緊急時協力工場のうち、発令区域に関連する工場をいう。

2 「VOC 排出者」とは、大気汚染防止法第 2 条第 5 項に定める揮発性有機化合物排出施設を発令区域内に有する者をいう。

(8) 大気汚染防止法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係(法第27条、同第28条)

法			法適用除外事項の扱い				
条 項	内 容	適 用	電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の相当規定とする法の条項(法第27条第1項)	経済産業大臣から知事(市長)への通知(法第27条第2項)	知事(市長)から経済産業大臣への措置要請(法第27条第3項)	知事(市長)と経済産業大臣との協議(法第27条第5項)	知事(市長)から経済産業大臣への資料の提出の要求(法第28条第2項)
第3条	ばい煙の排出基準	○					
第4条	ばい煙の上乗せ排出基準	○					
第5条の2	指定ばい煙の総量規制基準	○					
第6条	ばい煙発生施設の設置の届出		○	○			
第7条	ばい煙発生施設の経過措置(使用届)		○				○
第8条	ばい煙発生施設の構造等の変更の届出		○	○			
第9条 第9条の2	ばい煙発生施設の計画変更命令等		○		○		
第10条	ばい煙発生施設の設置等の実施の制限及び期間短縮		○				
第11条	ばい煙発生施設の氏名の変更等の届出		○	○			
第12条	ばい煙発生施設の承継の届出		○	○			
第13条	ばい煙の排出の制限	○					
第13条の2	指定ばい煙の排出の制限	○					
第14条第1項	ばい煙の排出基準に係る改善命令等	○				○	
第14条第3項	指定ばい煙の総量規制基準に係る改善命令等	○				○	
第15条	季節による燃料の使用に関する措置	○					
第15条の2	指定地域における燃料の使用に関する措置	○					
第16条	ばい煙量等の測定	○					
第17条第2項 第17条第3項	特定物質に関する事故時の措置		○				
第17条の4	揮発性有機化合物排出施設の排出基準	○					
第17条の5	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出		○	○			
第17条の6	揮発性有機化合物排出施設の経過措置(使用届)		○				○
第17条の7	揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出		○	○			
第17条の8	揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令等		○		○		
第17条の9 第17条の13 第1項	揮発性有機化合物排出施設の設置等の実施の制限及び期間短縮		○				
第17条の10	揮発性有機化合物排出施設の排出基準の遵守義務	○					
第17条の11	揮発性有機化合物排出施設の改善命令等	○				○	

法			法適用除外事項の扱い				
条 項	内 容	適 用	電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の相当規定とする法の条項（法第27条第1項）	経済産業大臣から知事（市長）への通知 （法第27条第2項）	知事（市長）から経済産業大臣への措置要請 （法第27条第3項）	知事（市長）と経済産業大臣との協議 （法第27条第5項）	知事（市長）から経済産業大臣への資料の提出の要求 （法第28条第2項）
第17条の12	揮発性有機化合物濃度の測定	○					
第17条の13第2項	揮発性有機化合物排出施設の氏名変更等の届出、承継届出		○	○			
第18条	一般粉じん発生施設の設置等の届出		○	○			
第18条の2	一般粉じん発生施設の経過措置(使用届)		○				○
第18条の3	一般粉じん発生施設に係る構造等の基準の遵守義務	○					
第18条の4	一般粉じん発生施設の構造等の基準の適合命令等	○				○	
第18条の5	特定粉じん発生施設の敷地境界基準	○					
第18条の6	特定粉じん発生施設の設置等の届出		○	○			
第18条の7	特定粉じん発生施設の経過措置(使用届)		○				
第18条の8	特定粉じん発生施設の計画変更命令等		○		○		
第18条の9 第18条の13第1項	特定粉じん発生施設の設置等の実施の制限及び期間短縮		○				
第18条の10	特定粉じん発生施設の敷地境界基準の遵守	○					
第18条の11	特定粉じん発生施設の改善命令等	○				○	
第18条の12	特定粉じん濃度の測定	○					
第18条の13第2項	特定粉じん発生施設の氏名変更等の届出、承継届出		○	○			
第18条の27	水銀排出施設の排出基準	○					
第18条の28	水銀排出施設の設置の届出		○	○			
第18条の29	水銀排出施設の経過措置(使用届)		○				○
第18条の30	水銀排出施設の構造等の変更の届出		○	○			
第18条の31	水銀排出施設の計画変更命令等		○		○		
第18条の32 第18条の36第1項	水銀排出施設の設置等の実施の制限及び期間短縮		○				
第18条の33	水銀排出施設の排出基準の遵守義務	○					
第18条の34	水銀排出施設の改善勧告等及び改善命令等	○				○	
第18条の35	水銀濃度の測定	○					

法			法適用除外事項の扱い				
条 項	内 容	適 用	電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の相当規定とする法の条項（法第27条第1項）	経済産業大臣から知事（市長）への通知 （法第27条第2項）	知事（市長）から経済産業大臣への措置要請 （法第27条第3項）	知事（市長）と経済産業大臣との協議 （法第27条第5項）	知事（市長）から経済産業大臣への資料の提出の要求 （法第28条第2項）
第18条の36第2項	水銀排出施設の氏名変更等の届出、承継届出		○	○			
第23条	緊急時の措置	○					
第26条	報告及び検査	○注					

注 法第27条第1項に定めるばい煙発生施設等に係る法第26条第1項に基づく報告の徴収及び立入検査は、次の場合に実施できる。

- 1 ばい煙については、次の権限の行使に関し必要と認められる場合
 - (1) 法第14条第1項（ばい煙の排出基準に係る改善命令等）
 - (2) 法第14条第3項（指定ばい煙の総量規制基準に係る改善命令等）
 - (3) 法第15条第1項、第2項（季節による燃料の使用に関する措置）
 - (4) 法第15条の2第1項、第2項（指定地域における燃料の使用に関する措置）
 - (5) 法第23条第2項（緊急時の措置）
 - (6) 法第27条第3項（措置要請）
- 2 揮発性有機化合物については、法第17条の11（揮発性有機化合物排出施設の排出基準に係る改善命令）、法第23条第2項（緊急時の措置）及び法第27条第3項（措置要請）の権限の行使に関し必要と認められる場合
- 3 一般粉じんについては、法第18条の4（一般粉じん発生施設の構造等の基準の適合命令等）及び法第27条第3項（措置要請）の権限の行使に関し必要と認められる場合
- 4 特定粉じんについては、法第18条の11（特定粉じん発生施設の改善命令等）及び法第27条第3項（措置要請）の権限の行使に関し必要と認められる場合
- 5 水銀排出施設については、法第18条の34（水銀排出施設の改善命令等）及び法第27条第3項（措置要請）の権限の行使に関し必要と認められる場合

(9) ダイオキシン類

ア ダイオキシン類（ダイオ法第2条）

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

注 「ダイオ法」とは、ダイオキシン類対策特別措置法をいう（以下同じ。）。

イ 特定施設（ダイオ法第2条、ダイオ法施行令第1条）

〈大気基準適用施設〉

号 番 号	特 定 施 設	対 象 規 模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1t/時以上
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量 1,000 kVA 以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉、乾燥炉 原料の処理能力 0.5t/時以上 溶解炉 容量 1t 以上
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計）0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計）50kg/時以上

ウ ダイオキシン類の測定（ダイオ法第28条）

物 質	測定時期	備 考
ダイオキシン類	毎年1回以上	測定結果は都道府県知事（政令市の場合、政令市長）に報告しなければならない。

エ 排出ガスに係る排出基準（ダイオ法第8条、施行規則第1条の2、施行規則附則第2条）

号 番 号	施設名	規 模	排出基準（ng - TEQ/m ³ ）			換算 酸素濃度（%）
			設置年月日			
			～H9. 12. 1	H9. 12. 2～ H12. 1. 14	H12. 1. 15～	
1	焼結鉱製造用焼結炉	原料の処理能力 1t/時以上	1	1	0.1	15
2	製鋼用電気炉	変圧器の定格容量 1,000 kVA 以上	5	0.5	0.5	<i>O_s</i>
3	亜鉛回収施設	原料の処理能力 0.5t/時以上	10	10	1	<i>O_s</i>
4	アルミニウム合金製造施設	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力 0.5t/時以上、溶解炉にあっては容量 1t 以上	5	5	1	<i>O_s</i>
5	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/時以上	1	0.1	0.1	12
		焼却能力 2t/時以上 4t/時未満	5	1	1	12
		火格子面積 2m ² 以上又は焼却能力 0.2t/時以上 2t/時未満	10	5	5	12
		上記以外	10	10	5	12

注1 号番号1及び5の施設については、ダイオキシン類濃度は酸素濃度換算後の値（次式で表される（換算ダイオキシン類濃度））を用いる。

$$(\text{換算ダイオキシン類濃度}) = (\text{測定ダイオキシン類濃度}) \times \frac{21 - (\text{換算酸素濃度})}{21 - (\text{測定酸素濃度})}$$

2 換算酸素濃度欄の O_s は、酸素濃度換算を行わないことを示す。

(ダイオ法第 35 条)

ダイオ法			法適用除外事項の扱い				
条 項	内 容	適 用	電 気 事 業 法、ガス事業法及び鉱山保安法の相当規定とする法の条項 (法第 35 条第 1 項)	経 済 産 業 大 臣 から 知 事 (市 長) へ の 通 知 (法第 35 条第 2 項)	知 事 (市 長) から 経 済 産 業 大 臣 へ の 措 置 要 請 (法第 35 条第 3 項)	知 事 (市 長) と 経 済 産 業 大 臣 と の 協 議 (法第 35 条第 5 項)	知 事 (市 長) から 経 済 産 業 大 臣 へ の 資 料 の 提 出 の 要 求 (法第 36 条第 2 項)
第 8 条	排出基準	○					
第 9 条	排出基準に関する勧告	○					
第 10 条	総量規制基準	○					
第 12 条	特定施設の設置の届出		○	○			
第 13 条	経過措置		○				○
第 14 条	特定施設の構造等の変更の届出		○	○			
第 15 条 第 16 条	特定施設の計画変更命令等		○		○		
第 17 条	実施の制限		○				
第 18 条	氏名の変更等の届出		○	○			
第 19 条第 3 項	承継の届出		○	○			
第 20 条	排出の制限	○					
第 21 条	総量規制基準に係る排出の制限	○					
第 22 条第 1 項	排出基準に係る改善命令等	○				○	
第 22 条第 3 項	総量規制基準に係る改善命令等	○				○	
第 23 条第 1 項	事故時の措置 (電気事業法及びガス事業法)	○					
第 23 条第 1 項	事故時の措置 (鉱山保安法)		○				
第 23 条第 2 項 ～ 第 4 項	事故時の措置		○				
第 28 条	設置者による測定	○					
第 34 条	報告及び検査	○					

3 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）に基づく規制

（１）技術基準

ア 特定原動機技術基準（オフロード法第5条、オフロード法施行規則第2条第1項）

号番号	特定原動機技術基準
1	特定原動機は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するものであること。
2	前号の規定に適合させるために特定原動機に備える特定特殊自動車排出ガスの発散防止装置は、当該装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するものであること。
3	特定原動機は、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）を備えていること。

注1 号番号とは、オフロード法施行規則第2条第1項の号番号をいう。

2 法第12条第3項に基づく少数生産車は対象外。

3 告示とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）をいう。以下同じ。

イ 特定特殊自動車技術基準（オフロード法第9条、オフロード法施行規則第11条第1項）

号番号	特定特殊自動車技術基準
1	特定特殊自動車は、使用中ばい煙又は有害なガスを多量に発散しないものであること。
2	特定特殊自動車は、特定原動機の機能を損なわないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し主務大臣が告示で定める基準に適合するものであること。
3	搭載された特定原動機について、取り付けることができる特定特殊自動車の範囲が限定されている場合にあっては、特定特殊自動車が、当該範囲に応じたものであること。
4	搭載された特定原動機の取付けが確実であること。

注1 号番号とは、オフロード法施行規則第11条第1項の号番号をいう。

2 法第12条第3項に基づく少数生産車は対象外。

（２）排出ガス基準（オフロード法施行規則第2条第1項1号及び第11条第1項第2号の規定による主務大臣が告示で定める基準のうち、オフロード法第18条の規定による命令の判断基準）

ア ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定原動機及び特定特殊自動車（告示第2条第1項第5号、第7条第1号）

定格出力	基準	
	一酸化炭素	炭化水素
19kW 以上 560kW 未満	1%（容積比）	500ppm（ノルマルヘキサン当量による容積比）

注1 暖気状態（アイドリング時）の値

2 法第12条第3項に基づく少数生産車は対象外。

イ 軽油を燃料とする特定原動機及び特定特殊自動車（告示第 2 条第 1 項第 6 号、告示第 7 条第 2 号、告示第 12 条第 3 項、告示第 14 条第 3 項、告示第 17 条第 3 項、告示第 20 条第 3 項）

特定原動機の定格出力	2006 年基準		2011 年基準		2014 年基準
	黒煙	光吸収係数	黒煙	光吸収係数	光吸収係数
19kW 以上 37kW 未満	40%	1.62m ⁻¹	25%	0.80m ⁻¹	0.50m ⁻¹
37kW 以上 56kW 未満	35%	1.27m ⁻¹			
56kW 以上 75kW 未満	30%	1.01m ⁻¹			
75kW 以上 560kW 未満	25%	0.80m ⁻¹			

注 1 無負荷急加速時の値

2 2006 年基準及び 2011 年基準は光吸収係数により適合とみなすことができる値である。

3 法第 12 条第 3 項に基づくに基づく少数生産車は対象外。

（3）規制の適用開始日（オフロード法附則第 2 条、オフロード法施行規則附則第 2 条、施行規則附則第 3 条、施行規則附則第 4 条第 1 項、告示第 25 条、告示第 26 条）

ア ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車

特定原動機の定格出力	適用日	継続生産車の適用日
19kW 以上 560kW 未満	平成 19 年 10 月 1 日	平成 20 年 8 月 31 日

注 1 適用日前に製作等した特定特殊自動車は適用しない。

2 法第 12 条第 3 項に基づくに基づく少数生産車は対象外。

イ 軽油を燃料とする特定特殊自動車

特定原動機の定格出力	適用日	継続生産車の適用日
19kW 以上 37kW 未満	平成 19 年 10 月 1 日	平成 20 年 8 月 31 日
37kW 以上 56kW 未満	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 8 月 31 日
56kW 以上 75kW 未満	平成 20 年 10 月 1 日	平成 22 年 8 月 31 日
75kW 以上 130kW 未満	平成 19 年 10 月 1 日	平成 20 年 8 月 31 日
130kW 以上 560kW 未満	平成 18 年 10 月 1 日	平成 20 年 8 月 31 日

注 1 適用日前に製作等した特定特殊自動車は適用しない。

2 法第 12 条第 3 項に基づくに基づく少数生産車は対象外。

(4) 基準適合表示及び少数特例表示（オフロード法第12条、施行規則第16条、施行規則第20条）

	燃料	2006 年基準	2011 年基準	2014 年基準
基準適合表示	ガソリン又は 液化石油ガス	① 		
	軽油		② 	③ 
少数特例表示	ガソリン又は 液化石油ガス	④ 		
	軽油		⑤ 	⑥ 
			⑦ 	⑧ 

注1 ①はガソリン又は液化石油ガス（LPG）を燃料とし基準に適合するもの及び軽油を燃料とし2006年基準に適合するもの

注2 ②は軽油を燃料とし、2011年基準に適合するもの

注3 ③は軽油を燃料とし、2014年基準に適合するもの

注4 ④はガソリン又は液化石油ガス（LPG）を燃料とし少数生産車の基準に適合するもの及び軽油を燃料とし少数生産車の2006年基準に適合するもの

注5 ⑤は軽油を燃料とし、2006年基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のもの

注6 ⑥は軽油を燃料とし、2011年基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のもの

注7 ⑦は軽油を燃料とし、2011年基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの

注8 ⑧は軽油を燃料とし、2014年基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの

注9 基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ使用できない。ただし、オフロード法第17条第1項ただし書の規定により主務大臣の確認を受け、オフロード法施行規則第22条第4項により確認証の交付を受けたときを除く。

4 公害防止管理者等を選任すべき工場・事業場

(1) 公害防止管理者法^{注1}

選 任 す る 要 件			選任すべき 公害防止管 理者の区分	選任すべき 公害防止主 任管理者	選任すべき 公害防止統 括者
特 定 工 場		工場の規模			
工場の種類	工場に設置される施設の種類の種類				
製造業 電気供給業 ガス供給業 熱供給業	法に定めるばい煙発生施設 ^{注2} のうち、法施行令別表第1の9の項(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を使用するガラス又はガラス製品製造のものに限る。)又は同表の14の項から26の項	排出ガス量 4万 m ³ /時以上	大気関係第一種公害防止管理者	選任必要 ^{注6}	常時従業員 数が21人以上の特定工 場で選任必要
		排出ガス量 4万 m ³ /時未満	大気関係第二種公害防止管理者		
	法に定めるばい煙発生施設 ^{注2} のうち、上記以外のばい煙発生施設(ボイラー等)	排出ガス量 4万 m ³ /時以上	大気関係第三種公害防止管理者	選任必要 ^{注6}	
		排出ガス量 4万 m ³ /時未満 1万 m ³ /時以上	大気関係第四種公害防止管理者		
	法に定める一般粉じん発生施設 ^{注3} (鉱物等の堆積場等)	なし	一般粉じん関係公害防止管理者		
	法に定める特定粉じん発生施設 ^{注4} (解綿用機械等)	なし	特定粉じん関係公害防止管理者		
	法に定めるダイオキシン類発生施設 ^{注5}	なし	ダイオキシン類関係公害防止管理者		

注1 「公害防止管理者法」とは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年6月10日、法律第107号)をいう(以下、同じ)。

2 ばい煙発生施設とは、法施行令別表第1に掲げる施設(同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書の附属施設に設置されるものを含む。)をいう。

3 一般粉じん発生施設とは、法の施行令別表第2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。)をいう。

4 特定粉じん発生施設とは、法の施行令別表第2の2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。)をいう。

5 ダイオキシン類発生施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号に掲げる施設をいう。

6 公害防止主任管理者は、汚水等排出施設が設置されている工場で排出水量が1万m³/日以上のものに限る。

(2) 県条例(県条例第99条、施行規則第93条)

公害防止担当者を選任する工場・事業場	対 象 区 域
大 気 指 定 工 場 等	大気総排出量規制区域

注 公害防止管理者法による公害防止管理者を選任すべき工場は除外される。

5 届出の提出時期

○ ばい煙発生施設等を設置等する者は、法、県条例等に基づき以下の届出が義務付けられています。

	対象施設等	届出の種類	届出の提出時期
法	ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで
		使用届	対象施設となった日から 30 日以内
		変更届	変更に係る工事開始日の 60 日前まで
		氏名等変更届	変更の日から 30 日以内
		使用廃止届	廃止した日から 30 日以内
		承継届	承継のあった日から 30 日以内
	一般粉じん発生施設	設置届	施設設置前まで
		使用届	対象施設となった日から 30 日以内
		変更届	施設を変更する前まで
		氏名等変更届	変更の日から 30 日以内
		使用廃止届	廃止した日から 30 日以内
		承継届	承継のあった日から 30 日以内
	特定粉じん排出等作業実施届出書		作業開始日の 14 日前まで
県 条 例	ばい煙発生施設 大気指定工場等	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで
		使用届	対象施設となった日から 30 日以内
		変更届	変更に係る工事開始日の 60 日前まで
		氏名等変更届	変更の日から 30 日以内
		使用廃止届	廃止した日から 30 日以内
		承継届	承継のあった日から 30 日以内
	粉じん発生施設 炭化水素系物質発生施設	設置届	施設設置前まで
		使用届	対象施設となった日から 30 日以内
		変更届	施設を変更する前まで
		氏名等変更届	変更の日から 30 日以内
		使用廃止届	廃止した日から 30 日以内
		承継届	承継のあった日から 30 日以内
ダ イ オ 法	特定施設	設置届	設置の工事開始日の 60 日前まで
		使用届	特定施設となった日から 30 日以内
		変更届	変更に係る工事開始日の 60 日前まで
		氏名等変更届	変更の日から 30 日以内
		使用廃止届	廃止した日から 30 日以内
		承継届	承継のあった日から 30 日以内
理公 者害 法防 止管	公害防止統括者（代理者）	選任届	選任した日から 30 日以内
	公害防止管理者（代理者）	死亡・解任届	死亡・解任した日から 30 日以内
	公害防止主任管理者（代理者）	承継届	遅滞なく
県 条 例	公害防止担当者	選任届	選任した日から 30 日以内
		死亡・解任届	死亡・解任した日から 30 日以内

6 届出先及び問い合わせ先一覧

(令和5年4月1日現在)

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電話番号	管轄する地域
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市八町通 5-4	440-8515	0532-54-5111	豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市字石名号 20-1	441-1365	0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、 豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	名古屋市中区三の丸 2-6-1	460-8512	052-961-7211	瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、 尾張旭市、岩倉市、豊明市、 日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、 東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	津島市西柳原町 1-14	496-8531	0567-24-2111	津島市、愛西市、弥富市、 あま市、大治町、蟹江町、 飛島村
知多県民事務所 環境保全課	半田市出口町 1-36	475-8501	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、美浜町、 武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市明大寺本町 1-4	444-8551	0564-23-1211	碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、 幸田町
豊田庁舎 豊田加茂環境保全課	豊田市元城町 4-45	471-8503	0565-32-7494	みよし市
名古屋市役所 大気環境対策課	名古屋市中区三の丸 3-1-1	460-8508	052-972-2674	名古屋市
豊橋市役所 環境保全課	豊橋市今橋町 1	440-8501	0532-51-2395	豊橋市
岡崎市役所 環境保全課	岡崎市十王町 2-9	444-8601	0564-23-6194	岡崎市
一宮市役所 環境保全課	一宮市奥町字六丁山 8	491-0201	0586-45-7185	一宮市
春日井市役所 環境保全課	春日井市鳥居松町 5-44	486-8686	0568-85-6217	春日井市（一般粉じん、粉じん関係）
豊田市役所 環境保全課	豊田市西町 3-60	471-8501	0565-34-6628	豊田市

大 気 汚 染 防 止 便 覧

2023（令和 5）年 4 月

愛知県環境局環境政策部水大気環境課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

